

福祉サービス利用援助事業について

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

概要

位置づけ

- 「福祉サービス利用援助事業」は、平成12年介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みの一環として第二種社会福祉事業に規定。
- 判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的金銭管理等をあわせて行う仕組み。

「精神上の理由(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)により日常生活を営むのに支障がある者」に対して、「無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業。」(社会福祉法第2条第3項第12号)
- あわせて、全国どこでも対応できる仕組みが必要であること、適正に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している必要があること等の理由から、都道府県社会福祉協議会に、①「福祉サービス利用援助事業が都道府県の区域内においてあまねく実施されるために必要な事業」、②「当該事業に従事する者の資質の向上のための事業」、③「福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発の実施」を義務づけ。(社会福祉法第81条)
- 平成11年10月から「地域福祉権利擁護事業」(平成19年度から「日常生活自立支援事業」)の名称で、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業を開始。

日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の内容

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成18年度末現在の基幹的社協等は596カ所。

<対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。*平成18年度末実利用者数(3月末時点の実数)は、21,904人。

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施。(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

(P10参照)

提供

提供

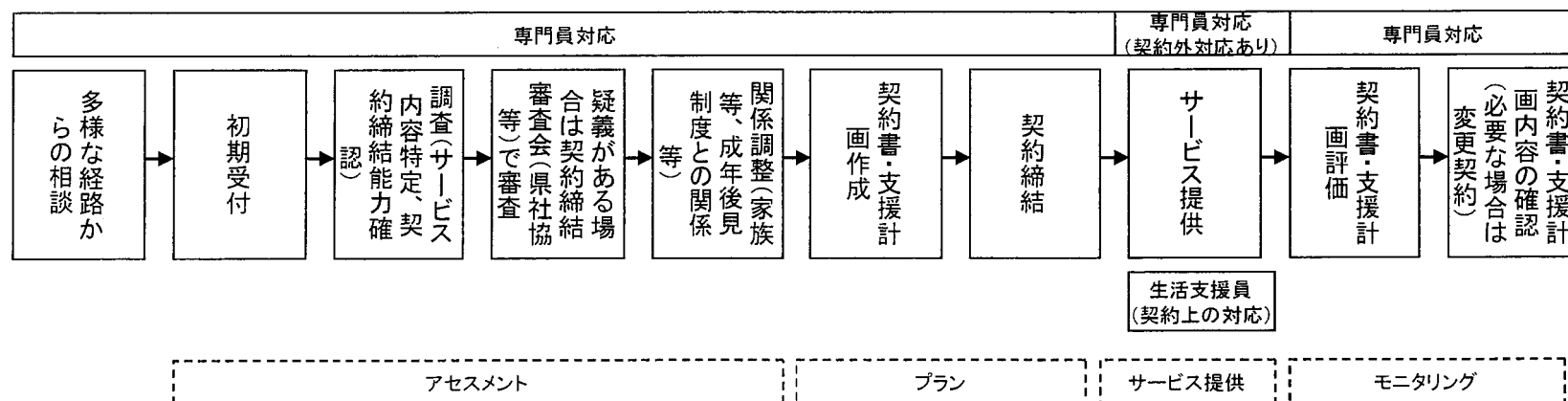
担い手・実施方法

- 専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)により実施。
* 全国596カ所の基幹的社協等に866人の専門員と10,847人の生活支援員が配置。
- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行い、生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供。

(P10参照)

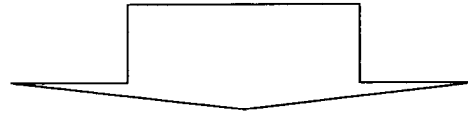
実施

援助のプロセス



* 介護保険法、障害者自立支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

(P13参照)



事業の効果

- 福祉サービス等の利用援助やそれに伴う日常的金銭管理を実施することにより、個別のサービス利用では問題解決しない利用者層にアプローチしている。
- 本事業により親族による金銭搾取等や消費者被害が発見されており、副次的効果としての見守り機能が大きい。
- 利用料の支払いが遅滞する等トラブルになりやすい利用者が円滑にサービス利用できるようになり、事業者にとっての困難ケース解消につながっている。
- 利用者の状態変化に対応して成年後見制度につなぐとともに、その利用手続きを援助することにより、成年後見制度の利用に寄与。

課題点

- 全国的にみると、相談件数、利用契約者数は年々増加しているが、実施主体間の格差が大きい。(P24, 25参照)
- 本事業の対象と考えられる「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」の数を339,000人と推計すると、平成18年度末実利用者数は、その6.5%にすぎず、まだまだ不十分といわざるをない。
(P11参照)



今後に向けて

- 日常生活自立支援事業の現状をみると、郵便物の確認・整理や通院の調整など、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらない支援が実施されている。(P13、14参照)
- また、本人の判断能力が不十分なため、まずは本事業のサービスの必要性について本人の自覚を促すための相談が必要であり、契約に至らない場合であっても関わりを継続して見守るなど、要支援者の日常生活の継続にとって本事業の相談の果たす役割が重要なものとなっている。(P13、16参照)
- 以上のような現状を踏まえると、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらず、判断能力の不十分な人の日常生活上のニーズを発見し、その判断を支援することにより要支援者の生活を継続的に支える仕組みとすることが必要ではないか。

参 考

- 福祉サービス利用援助事業の位置づけ ……P 7
- 日常生活自立支援事業(国庫補助事業)の内容 ……P 9
- 日常生活自立支援事業の実施状況 ……P19
- 日常生活自立支援事業の国庫補助 ……P26
- 関係する告示・通知 ……P27
- 社会福祉法(抜粋) ……P28
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係 ……P30

福祉サービス利用援助事業の位置づけ

<背景>

- 平成12年介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みが求められた。
- 一方、近年、地域では、一人暮らし高齢者世帯の増加、地域生活に移行する精神・知的障害者の増加が見込まれており、これらの人々を標的とした詐欺行為等の増加の危惧。
- 地域での生活は、あらかじめ必要なものが用意され、安心と安全が担保されている施設とは異なり、資源が多様で点在しており、うまく活用できない場合には生活を円滑に営めない。また、自分の身を自分で守ることも求められる。そのため、「地域」において、自立した生活を行うためには、「福祉サービスを含め、生活に必要な資源を活用できる」「収入や資産に見合った生活費の管理ができる」「困ったときに自分から助けを求めることができる」ことが必要であるが、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な状態にある人々の中には、これらを自分だけでは十分に行えず、他からの支援を必要とする人々が少なからず存在。
- また、このような人々は、契約変更や料金の支払いなどに対応できず、サービス利用の上での困難事例になりやすいことから、サービス提供事業者等にとってもその部分を支援する仕組みが必要。

＜社会福祉法上の規定＞

- 「福祉サービス利用援助事業」は、利用者の利益の保護を図る仕組みの整備の一環として、第二種社会福祉事業に規定。

- 「精神上的理由(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)により日常生活を営むのに支障がある者」に対して、「無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業」(社会福祉法第2条第3項第12号)

- 「福祉サービス利用援助事業」は、第二種社会福祉事業として様々な主体による取り組みが期待される一方、全国どこでも対応できる仕組みが必要であること等の理由から、現に各都道府県において組織を有し、社会福祉事業を適正に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している都道府県社会福祉協議会に、本事業が「都道府県の区域内においてあまねく実施されるために必要な事業」とともに、「当該事業に従事する者の資質の向上のための事業」「福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発」の実施を義務づけ。(社会福祉法第81条)

日常生活自立支援事業(国庫補助事業)の内容

- 平成11年10月から「地域福祉権利擁護事業」の名称で、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業を開始。(事業に対し名称が大きすぎる、利用者にはわかりにくい等の指摘を受け、利用促進の観点から平成19年度「日常生活自立支援事業」に名称変更。)
- 現在、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の窓口となる基幹的社会福祉協議会等を、地域住民に最も身近な市区町村域に整備するよう所要の予算措置を図り推進。

<事業の目的>

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者*1に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援すること。

*1 判断能力が不十分なものとは、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難なもの

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成18年度末現在の基幹的社協等は596カ所。

<事業内容>

法81条に都道府県社会福祉協議会が実施することと規定されている3事項

1. 福祉サービス利用援助事業(区域内においてあまねく実施されるために必要な事業を含む)
2. 従事者の資質の向上のための事業
3. 事業に関する普及啓発

次ページへ

日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の内容

<対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。*平成18年度末実利用者数(3月末時点の実数)は、21,904人。

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

<実施体制>

実施主体(都道府県・指定都市社会福祉協議会)には、責任者、事業の企画及び運営に携わる職員、専門員、生活支援員を置く。基幹的社協等には、専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)が配置され援助を提供。専門員は基幹的社協等に常駐し、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約の締結業務、生活支援員の指導等を行う。生活支援員は利用契約上の回数、時間を勤務時間とする非常勤であり、専門員の指示を受け具体的な援助を提供。

<利用料>

実施主体が定める利用料を利用者が負担する。生活支援員の賃金は補助対象外(実施主体は、利用料を生活支援員に対する賃金に充てている)。なお、生活保護受給世帯へ派遣する場合の生活支援員の賃金は、国庫補助対象経費(平成18年度末現在契約件数の3.5割)。

〔参考〕 実施主体が設定している訪問1回あたり利用料 平均1,200円

達成度

- 本事業の対象と考えられる「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」の数を339,000人と推計すると、平成18年度末現在の実利用者数はその6.5%。

日常生活自立支援事業の対象者数について〈推計〉

(参考)

- ◆ 「2002(平成14年)9月末についての推計」によると、在宅における認知症高齢者の数(注1)は73万人となっている。
- ◆ 本事業で利用契約を締結している認知症高齢者の多数は一人暮らしであることから、本事業の認知症高齢者の対象者数は、
 $73\text{万人} \times 24.6\%(\text{注}2) = 18\text{万人}$ となる。
- ◆ また、本事業は認知症高齢者以外にも、知的障害者、精神障害者が利用しているが、対象者としては、
知的障害者(知的障害者療育手帳交付台帳登載者のうち中軽度者) 37.7万人
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者) 46.7万人
が想定され、これらの者のうち、在宅で一人暮らしの者を推計すると、
知的障害者 6.0万人(注3)
精神障害者 9.9万人(注4)となる。
- ◆ よって、本事業の対象者である「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者数」は、
 $18\text{万人} + 6.0\text{万人} + 9.9\text{万人} = 33.9\text{万人}$ と推計される。

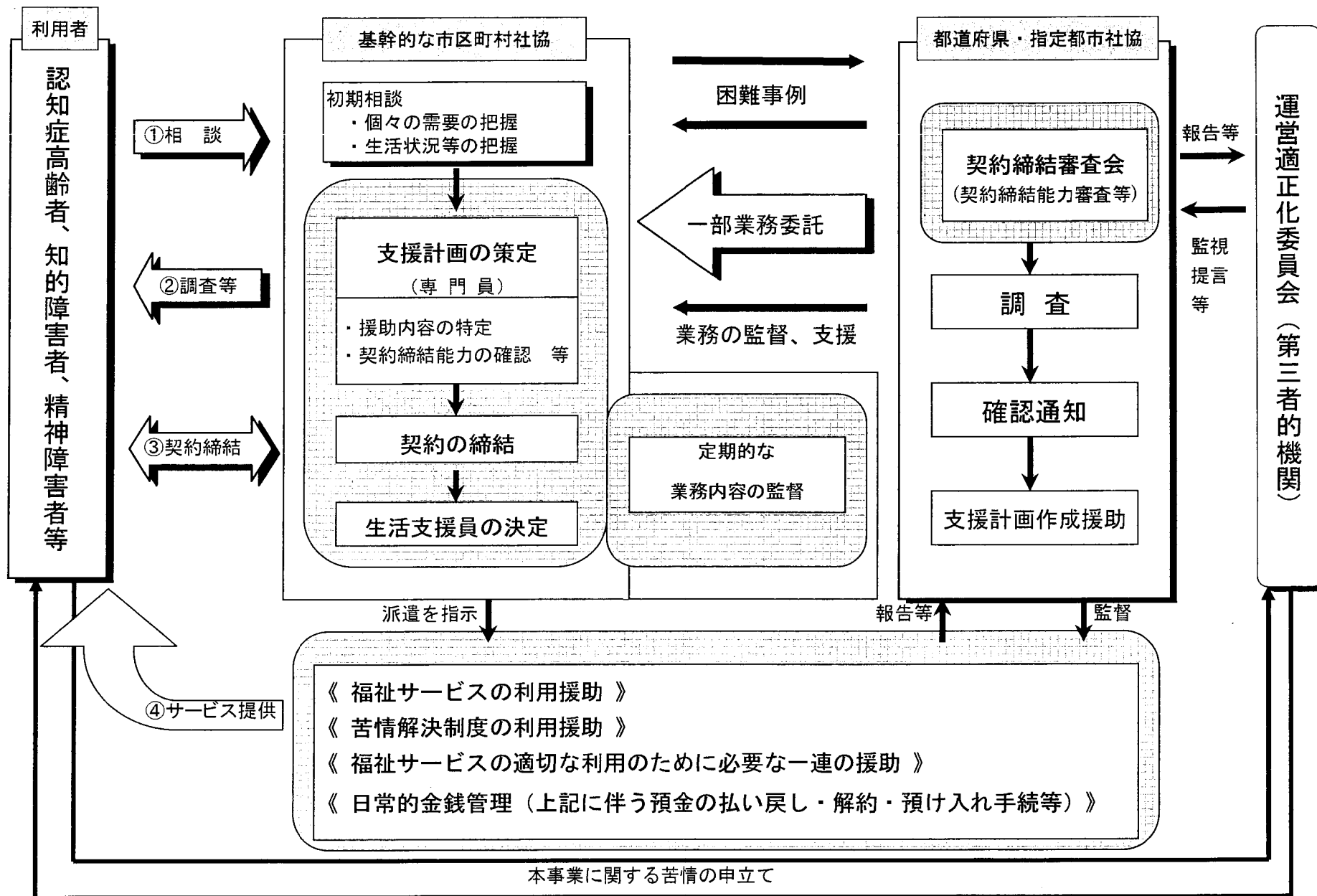
注1. 介護保険の第1号被保険者で要介護(要支援)認定を受けた者のうち、何らかの介護・支援を必要とする認知症がある者(認知症高齢者自立度Ⅱ以上)

2. 単独世帯率(平成17年国民生活基礎調査)

3. 在宅で一人暮らしの知的障害者については、台帳登載数に注2の単独世帯率及び「知的障害児(者)基礎調査」(平成12年)による在宅率(64.6%)を乗じている。

4. 在宅で一人暮らしの精神障害者については、台帳登載数に注2の単独世帯率及び「患者調査」(平成14年)による在宅率(86.0%)を乗じている。

日常生活自立支援事業の流れ



調査・解決

専門員と支援員の動き

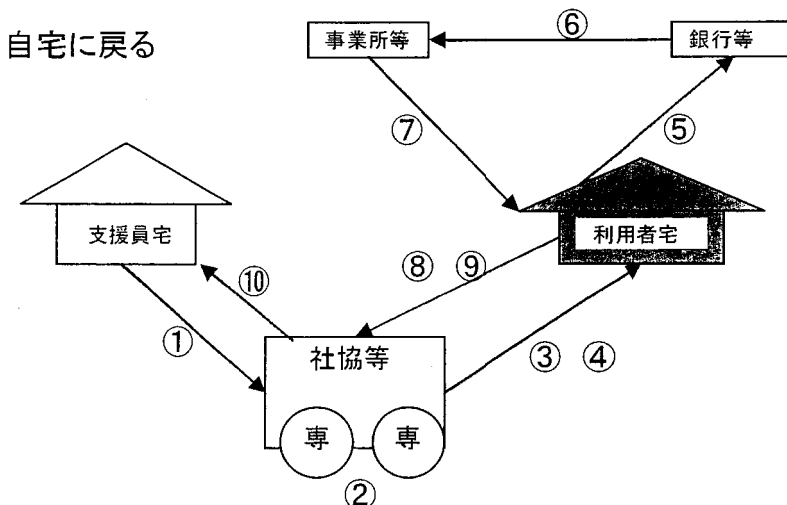
専門員の動き

- ① 親族・介護保険事業所や福祉課、保健師など周囲の気づき
* 利用料の滞納、利用調整のトラブル、債務、悪質商法被害などが契機
- ② 本人との関係づくり
* 制度理解に向け、繰り返しの訪問や連絡
* 専門員に馴染んでもらう(本人は内心金銭管理や数々の「わからなくなってしまったこと」に精神的負担感を持っていることが多い)
- ③ 家族調整
* 制度理解と契約内容の調整
- ④ 契約前の調整
* 債務処理のため法律相談に同行したり、その後の手続き支援を行う
* 通帳の再発行や印鑑証明の発行手続きを行う
- ⑤ 契約締結審査会に書類作成・提出
- ⑥ 契約締結審査会出席
- ⑦ 審査結果を受け契約。支援計画の作成。
- ⑧ 生活支援員の手配
- ⑨ 生活支援員との顔合わせ
* 慣れるまで数回同行することあり
- ⑩ 生活支援員に毎回、通帳と印鑑を渡す。受け取る。残高確認、領収書との付け合せを行う
- ⑪ 生活支援員から利用者の状況報告を受ける
- ⑫ ケース会議を開く
- ⑬ 貸金庫に入れてある利用者の通帳から、生活費分を管理通帳に移し、社協金庫に保管する
- ⑭ 利用者からは、混乱するとしばしば連絡が入るので対応する
- ⑮ 判断力低下が進み代理が必要と判断された場合、成年後見制度につなげる手続きを行う
- ⑯ 日々の記録をつける

A市の例

生活支援員の支援の動き

- ① 生活支援員が自宅から基幹的社協等に行く
- ② 専門員から生活支援員に支援内容の指示。通帳や印鑑を生活支援員に渡す
- ③ 生活支援員が利用者宅を訪問
- ④ 生活支援員が郵便物の内容、請求書の内容、本人の様子を確認
- ⑤ 生活支援員が金融機関に払い出しに行く(もしくは同行する)
- ⑥ 金融機関から払い出したお金の、振り込み手続きや支払いに行く(もしくは同行する)
- ⑦ 利用者宅にもどり領収書と払い出し内容を利用者と確認する
- ⑧ 基幹的社協等に戻り専門員に報告。通帳と印鑑を返却。残高と領収書を確認
- ⑨ 記録する
- ⑩ 自宅に戻る



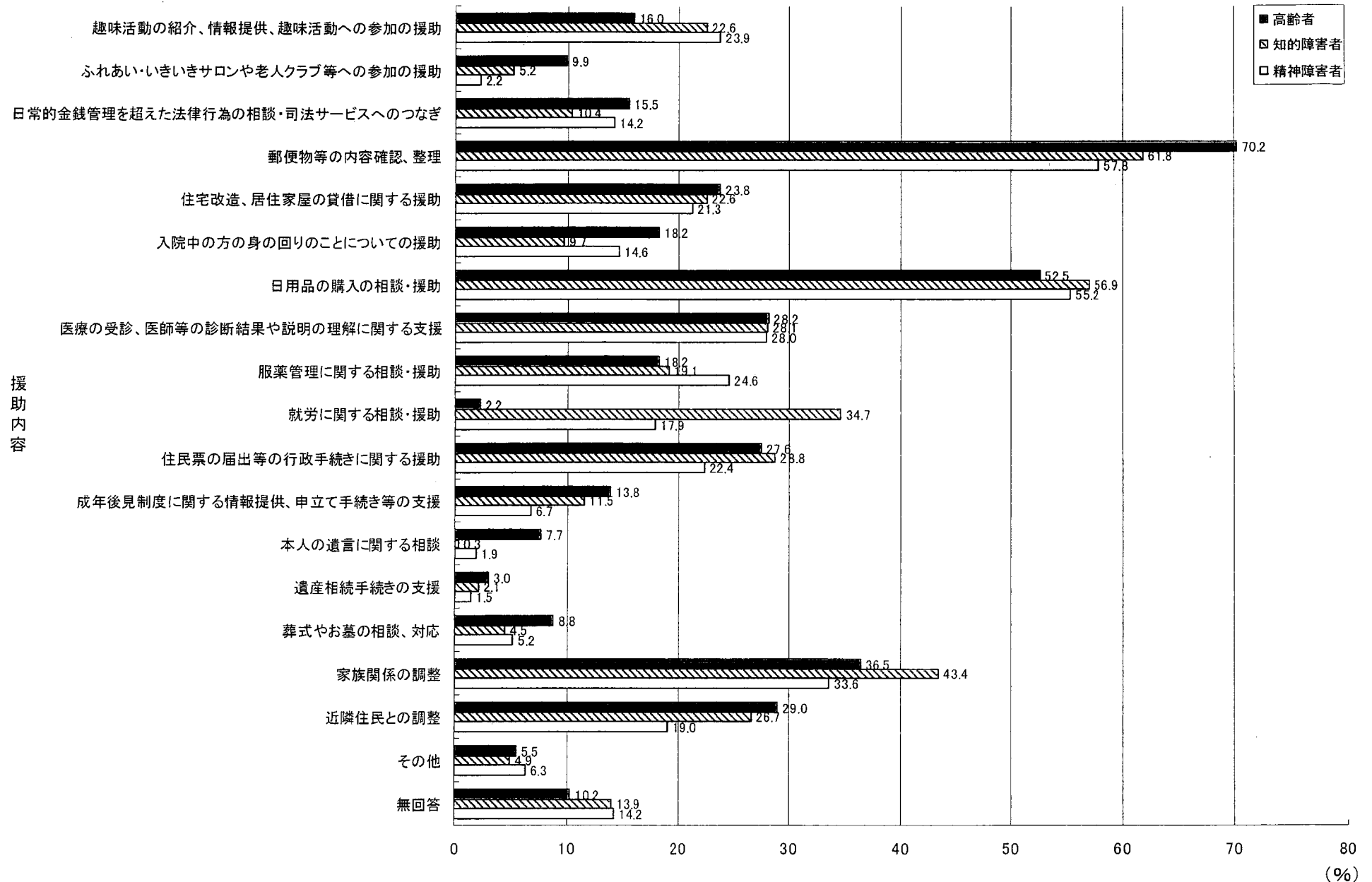
利用者像と援助内容

- 本事業の契約の内容について判断し得る能力はあるが、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者。
- 具体的には、郵便物の中から請求書など必要書類を確認し、支払うべきものを判断して支払うことや各種の手続きを自分だけでは十分に行えない。しばしば通帳等を紛失し、再発行手続きが必要となる。

A市の例

本人状況	現在利用している福祉等サービス	契約上の支援内容 (生活支援員対応)	最近2ヶ月の契約外の臨時支援 (専門員が対応)
80歳代、独居、認知症、要介護度3 実子不明、キーパーソンは後妻の連れ子の死亡した息子の嫁 年金なし、預金のみ	ヘルパー(家事援助:買物、調理、掃除、身辺整理等) デイサービス 配食サービス(昼・夕)	週1回。ヘルパー用買物代金を財布に補充。 請求・領収書や郵便物の確認・整理。各種申請手続き。 通院代の支払い。	入院費の清算。歯科通院の調整。生活費捻出のため生命保険解約のための印鑑証明発行手続きと解約時にキーパーソンと同席。
70歳代、特養入所、軽度認知症、身体により要介護度5 身寄りなし、家賃収入あり	特養入所	2ヶ月に1回。郵便物の確認・整理。各種申請手続き支援。 施設預かり通帳へのお小遣い分補充。	遺言書及び尊厳死の公正証書作成のための公証人や施設との連絡、必要書類の準備、印鑑証明の発行、手数料の支払いの手伝。 家賃収入を確認し通帳に振り込む。
70歳代、独居、認知症、要介護度1 身寄りなし、家賃収入あり	ヘルパー デイケア 訪問診療 訪問看護	月2回。郵便物の確認・整理。各種申請手続き支援。生活費の払い戻し。家賃収入の確認とローン返済のための口座入金。医療費支払準備。ヘルパー用買物代金補充。	主が営むアパートの入居者が孤独死(生活支援員が異変を行政に連絡し発見)、その後の連絡や調整等。3月の確定申告のための書類準備、青色申告会との調整、当日の同席。ベッドが必要になり、社協に寄付されたベッドを手配。
80歳代、独居(最近入院)、認知症、要介護度3 親族が世話を拒否 * 成年後見に移行後解約	ヘルパー	週1回。郵便物の確認・整理。各種申請手続き支援。生活費の払戻。医療費支払い。妻分の老健入所費用の支払い。	通帳の再発行。銀行で本人が暴れたため呼ばれ、謝罪。他県で保護され警察へ情報照会。親族調整。銀行へ一人で行き、銀行からの連絡で迎えに行く(警察が保護した場合は連絡は行政に入り行政対応)。成年後見申立支援と家裁への同行、後見人への引継ぎ。入院費用の支払い。

日常的金銭管理以外の援助内容



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書(全国社会福祉協議会)

契約にいたらなかった相談者への対応状況

○ 契約に至らなかった相談者の3割が本事業の対象者として契約準備中であるほか、「本事業又は成年後見制度の対象者の見極め段階で相談を継続している」か「本事業にも成年後見制度にもなじまないが、気になるケースのため主に専門員が見守り、継続的に関わっている」など、契約に結びつかないまま専門員が対応している相談者が2割ある。

基幹的社協で相談を受けた件数の内訳

a. 問合せ件数 (制度、事業について)	4,113件 (16%)
b. 初回相談件数 (初回相談受付)	2,753件 (11%)
c. 相談援助件数 (a b以外)	18,658件 (73%)
合計	25,524件 (100%)

15年7月~8月
b. 初回相談件数
2,753件(人)

c. 相談援助件数 延べ18,658件

<契約に至るまでの相談>

- ・ 抱えこみ問題の整理
- ・ 相談者の意思・希望の確認
- ・ 地域福祉権利擁護事業以外の問題については、適切な機関への紹介、同行相談
- ・ 利用者の必要性を理解してもらう
2,753件 × 5回 (0回~10回)
約14,000件

<新規契約に関する相談>

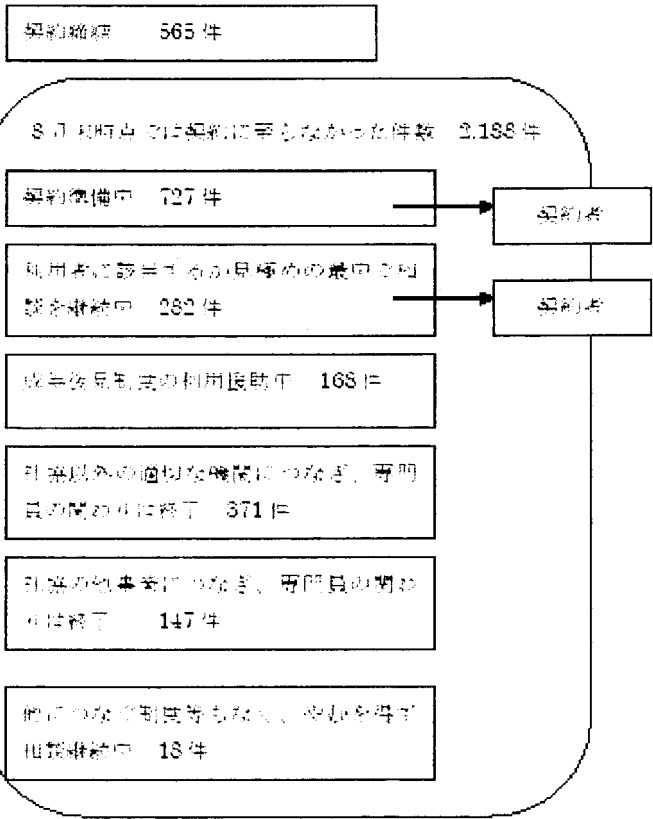
- ・ 地域福祉権利擁護事業の紹介
- ・ 契約締結意思の確認
- ・ 契約締結申請書(1シート)の提出
- ・ 契約内容に関する相談・調整
- ・ 契約書や支援計画の確認
600件 × 4~6回 (最低4回)
約2,400件

<その他>

- ・ 7月以前の相談案件分限りの追加
1,000件 × 2回 約2,000件

<既契約者からの相談>

初回相談件数 (2,753件) のうち、8月末時点の契約状況



全社協調べ

沿 革

平成3年 (1991年)	<p>東京都社会福祉協議会が「権利擁護センターすてっぷ」を開設 法律や生活に関する相談、知的障害者のための日常生活プラン等の作成とその生活を援助する生活アシスタントの紹介等の支援を行う。</p>
平成4年 (1992年)	<p>品川区社会福祉協議会が「さわやかサービス」を開始 住民参加型在宅福祉サービスに位置づけ、財産管理・保全サービスを行う。</p>
平成9年 (1997年)	<p>大阪府社会福祉協議会が「大阪後見支援センター」を開設 大阪府社会福祉協議会と大阪市社会福祉協議会が共同で「経済生活支援事業」を開始。 週1回程度の定期的訪問を通じて福祉サービスの利用状況の確認、費用の支払いなどを行う。</p>
平成10年 (1998年)	<p>中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会(中間まとめ) (要旨) 自己決定能力が低下している者に対しては、措置制度から利用制度へと移行する中で、適切なサービスの利用を可能とする制度が必要となる。また、各地の社会福祉協議会等において、痴呆の高齢者等に対して日常生活の相談援助、財産管理等を行う取組が始まっている。このような状況から、成年後見制度の導入と併せて、社会福祉分野においても各種サービスの適切な利用等を援助する制度の導入、強化を図る必要がある。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会 「中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会(中間まとめ)」を踏まえ、制度が適正かつ確実に実施されるよう、法律上の位置づけや契約締結に必要とされる判断能力の程度、援助の範囲等についての考え方を整理。</p>
平成11年 (1999年)	<p>地域福祉権利擁護事業の基盤整備に関する調査研究委員会(全国社会福祉協議会に設置) 「社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会」により報告された基本的な枠組みを踏まえつつ、契約書様式、契約締結判定ガイドラインの作成等、事業実施に必要な細部について検討。マニュアルを作成。</p>

<p>平成11年 (1999年)</p>	<p>地域福祉権利擁護事業の開始(国庫補助) 全国どこにいても援助を受けやすい体制を整備すべきという社会的要請から、全国的ネットワークがある公益団体であって、社会福祉事業を適切に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している都道府県社会福祉協議会を実施主体とした。</p>
<p>平成12年 (2000年)</p>	<p>社会福祉法施行 第二種社会福祉事業に福祉サービス利用援助事業を規定。</p> <p>成年後見制度の開始 禁治産・準禁治産の制度を、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする制度とするため、補助・保佐・後見の制度に改めた。</p>
<p>平成15年 (2003年)</p>	<p>事業の実施主体を都道府県社協から、指定都市社協に拡大</p>
<p>平成19年 (2007年)</p>	<p>事業の名称を「日常生活自立支援事業」に変更。相談窓口を増設 基幹的社協については、事業当初、全国にあまねく実施体制を整備する方向で、当面広域行政圏1ヶ所(全国で365ヶ所)の整備を進めてきた。今後さらに全国で基盤整備を図り、最終的に本事業の有する機能を地域住民に最も身近な市区町村域に広げるよう、整備を進めている。</p>

日常生活自立支援事業の実施状況

○ 平成11年10月の開始以来、相談件数、契約件数ともに年々増加。平成18年度末現在、事業開始以降の延べ相談件数は約179万件、延べ契約者数は約3.8万件、実利用者数は2.2万人。

全国社会福祉協議会調べ

	延べ相談件数	利用契約者数
平成11年10月～平成12年3月	13,007	327
平成12年度	42,504	1,687
平成13年度	106,676	3,280
平成14年度	159,688	4,631
平成15年度	231,898	6,252
平成16年度	298,084	6,488
平成17年度	402,965	7,247
平成18年度	530,871	7,626
合計	1,785,693	37,538

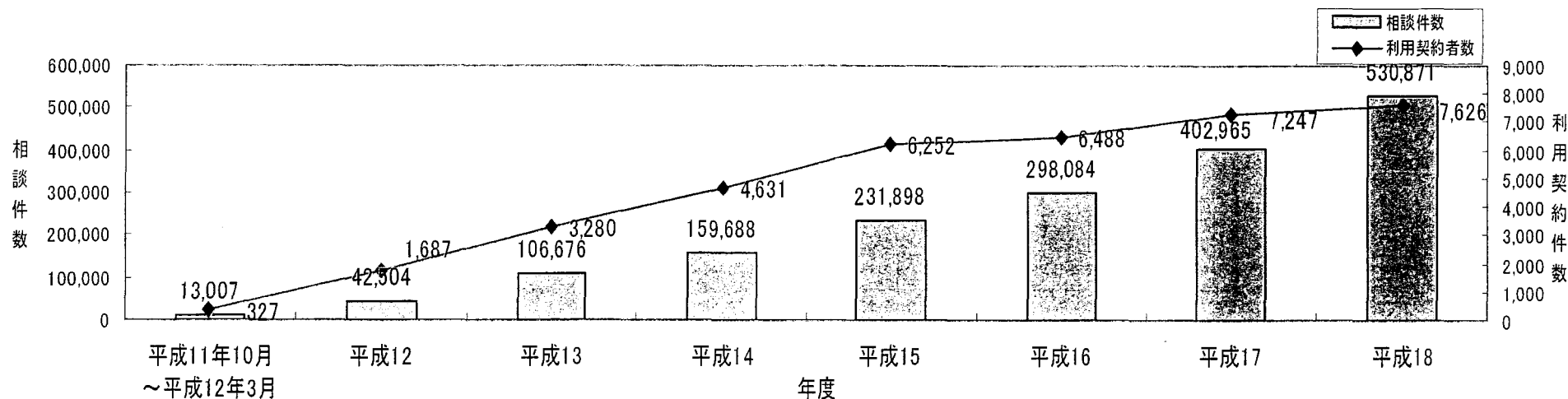
平成18年度末の実利用者数

21,904人

(参考) 平成18年度 対象者別契約状況

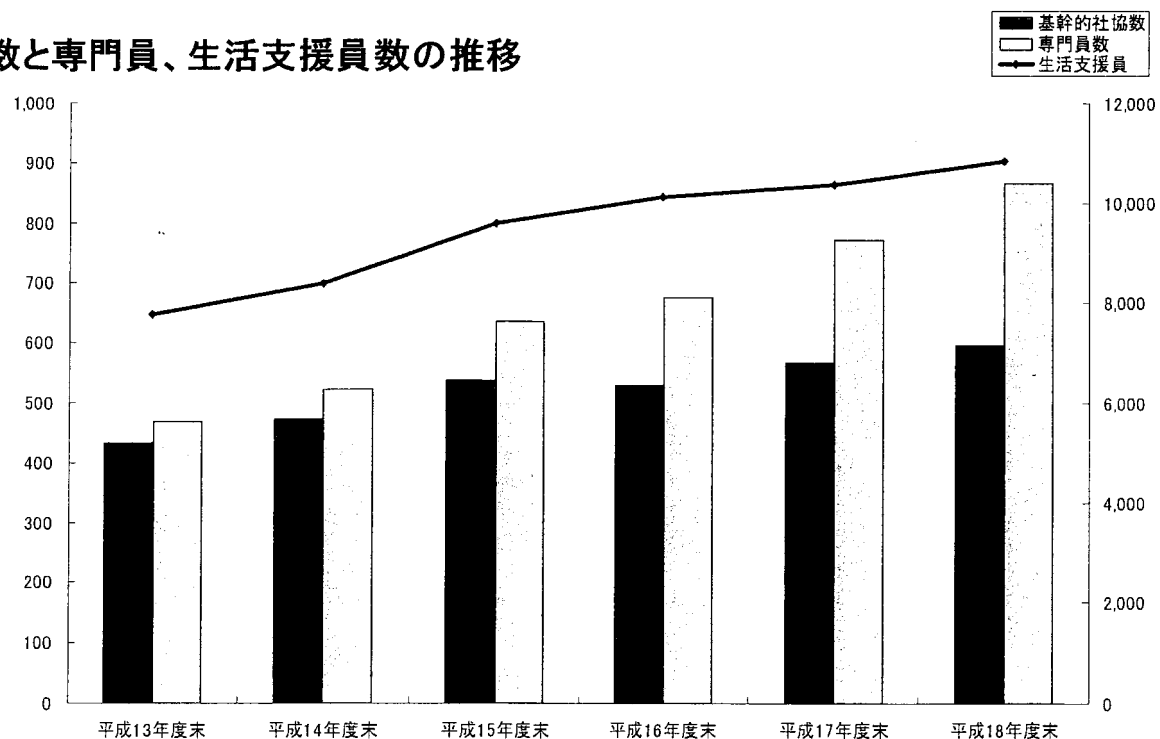
対象者	認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精 神 障害者 など	その他	契約状況	
					計	うち 生活 保護
契約件数	4,822	1,085	1,282	437	7,626	2,632
構成比(%)	63.2	14.2	16.8	5.8	100	35.0

相談件数・利用契約者数の推移



- 基幹的社協数と専門員、生活支援員数は、年々増加。1ヶ所あたり平均では、平成18年度末現在、専門員は約1.5人、生活支援員は約18人。
- 専門員の雇用形態は、平成17年度末現在、常勤88%（非正規常勤含む。専任47%、兼任53%）、非常勤12%（専任65%、兼任35%）。
- 専門員一人当たりの平均相談件数は、平成18年度末現在、842件、実利用者数36.1人。

基幹的社協数と専門員、生活支援員数の推移

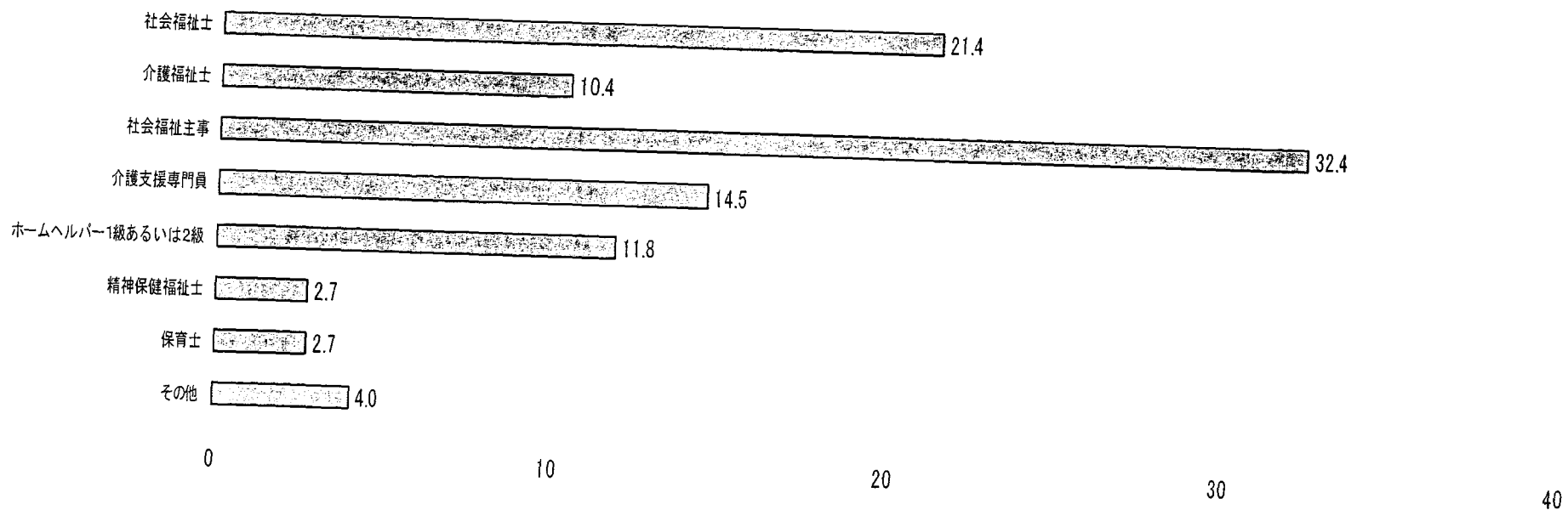


	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
基幹的社協数	433	472	538	530	567	596
専門員数	469 (1.08)	523 (1.11)	635 (1.18)	676 (1.28)	771 (1.36)	866 (1.45)
生活支援員	7,769 (17.94)	8,396 (17.79)	9,602 (17.78)	10,116 (19.09)	10,364 (18.28)	10,847 (18.20)

注. 専門員数及び生活支援員数の下段()書きは1基幹的社協等あたりの平均人数

- 専門員の社会福祉士資格保有率は、2割（2006年調査）。
- 平成19年度から実施要領において、専門員は、原則として社会福祉士とすることを明記。

専門員が保有する社会福祉関係の資格(複数回答)

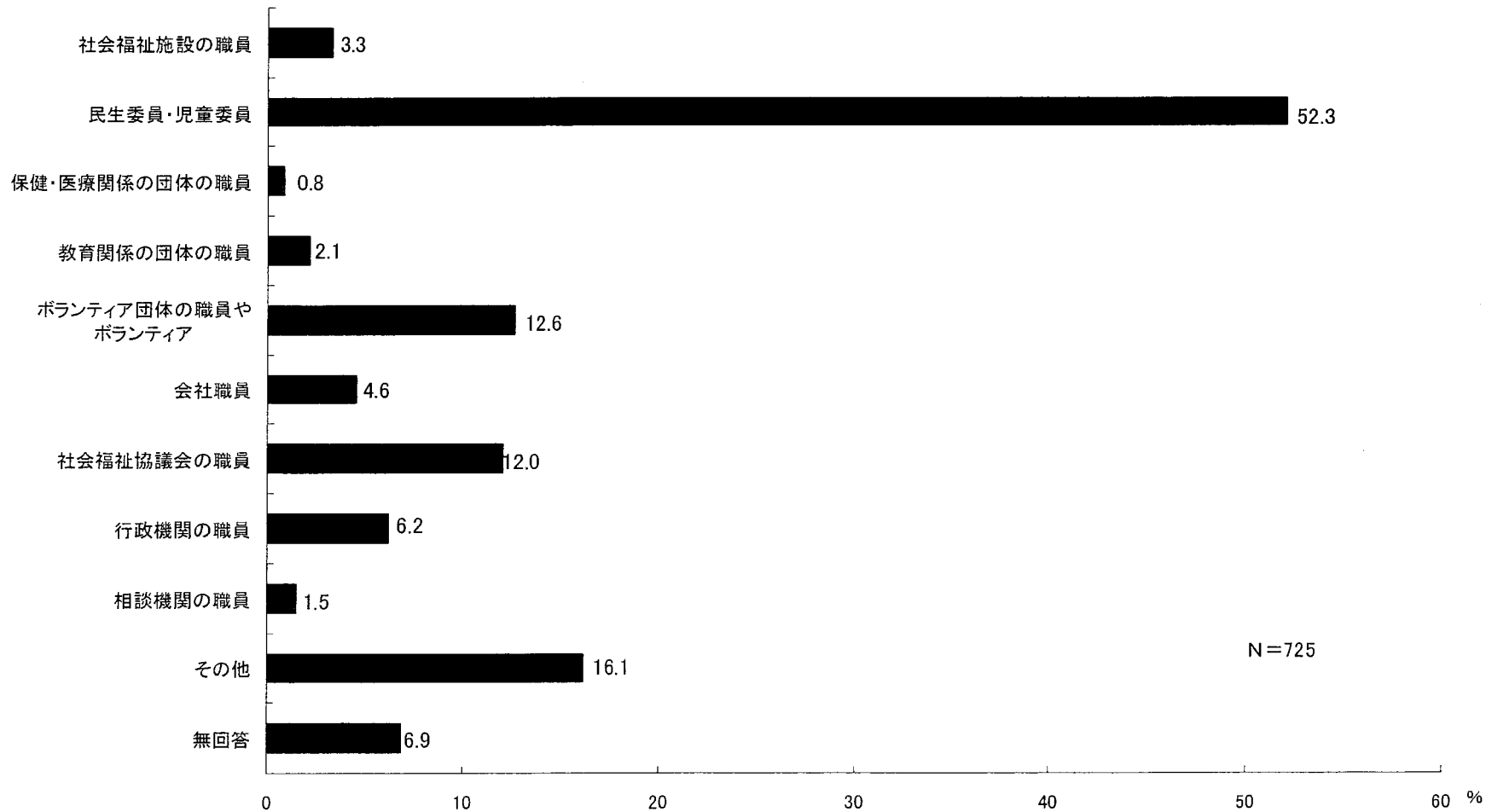


調査数 (専門員数)	社会福祉士	介護福祉士	社会福祉主事	介護支援 専門員	ホームヘルパー 1級あるいは2級	精神保健 福祉士	保育士	その他
549人	187人	91人	283人	127人	103人	24人	24人	35人
—	34.1%	16.6%	51.5%	23.1%	18.8%	4.4%	4.4%	6.4%

※地域福祉権利擁護事業の機能強化および運営基盤の強化に関する調査研究報告書2006(全国社会福祉協議会)を元に作成

○ 生活支援員の半数は、もと民生委員・児童委員。

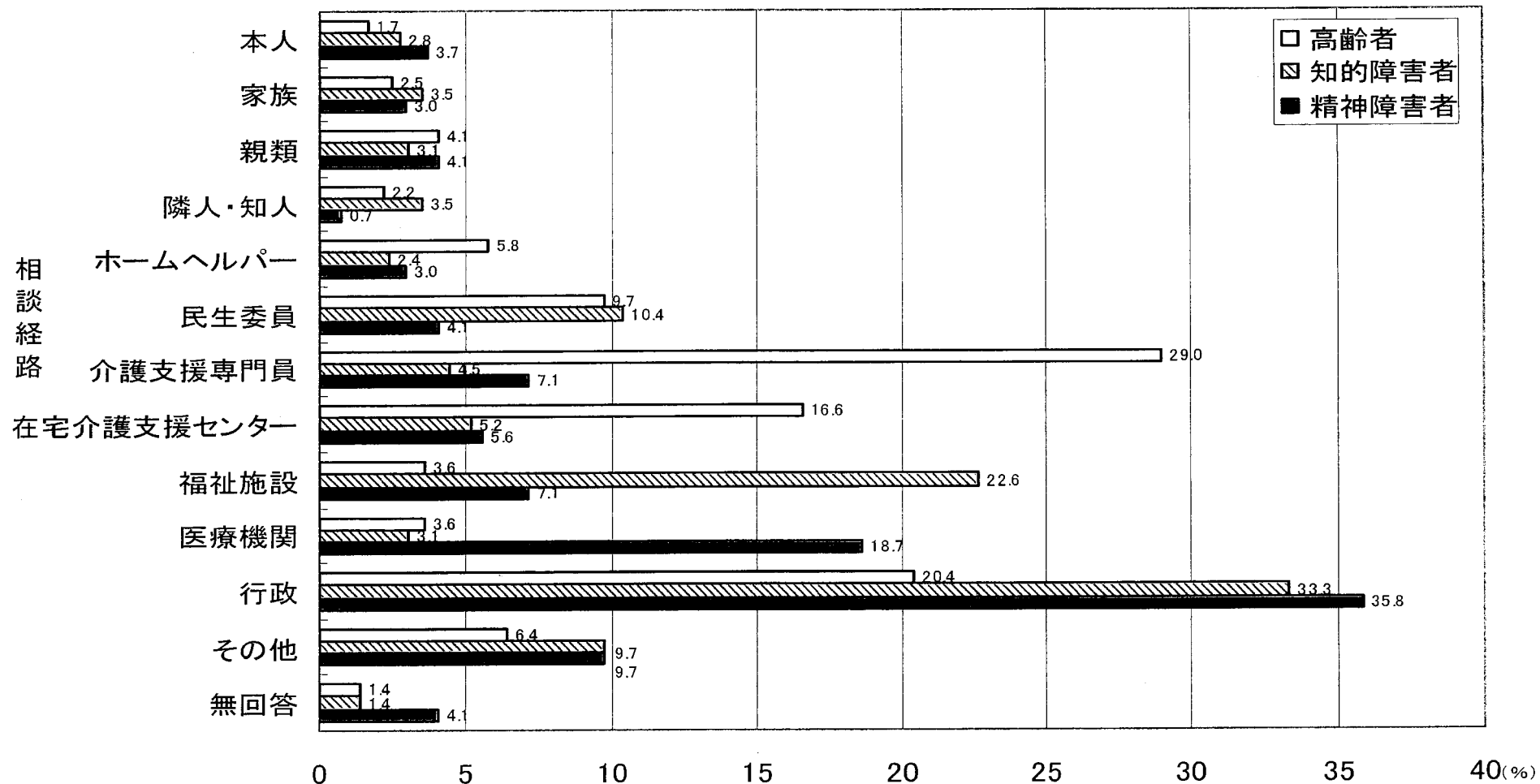
生活支援員になる前の仕事（複数回答）



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書（全国社会福祉協議会）

- 本人からの相談は高齢者、知的障害者、精神障害者いずれも少ない。高齢者は介護支援専門員、知的障害者は行政、福祉施設、精神障害者は行政、次いで医療機関からつながる者が多い。
- サービス料金の滞納や利用上のトラブル等をきっかけに関係機関からつながることが多いという。
- これら必要者が本事業を理解し、契約にいたるための支援が必要であるため、契約以前の専門員による相談等の関わりが重要。

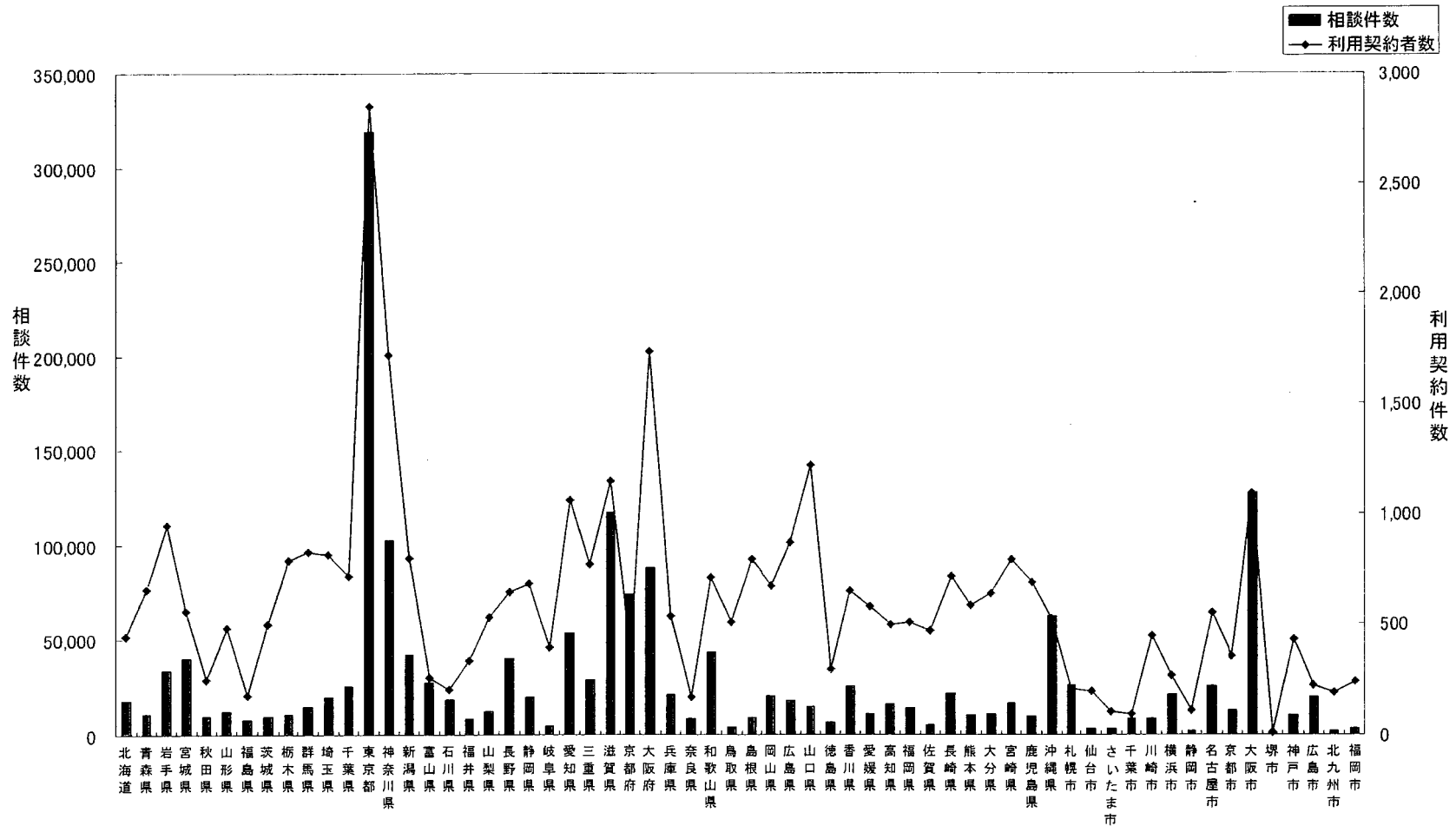
利用者を基幹的社協等につなげる相談経路



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書(全国社会福祉協議会)

○ 事業開始からの延べ相談件数、利用契約者数は、都道府県、指定都市社会福祉協議会間に格差。

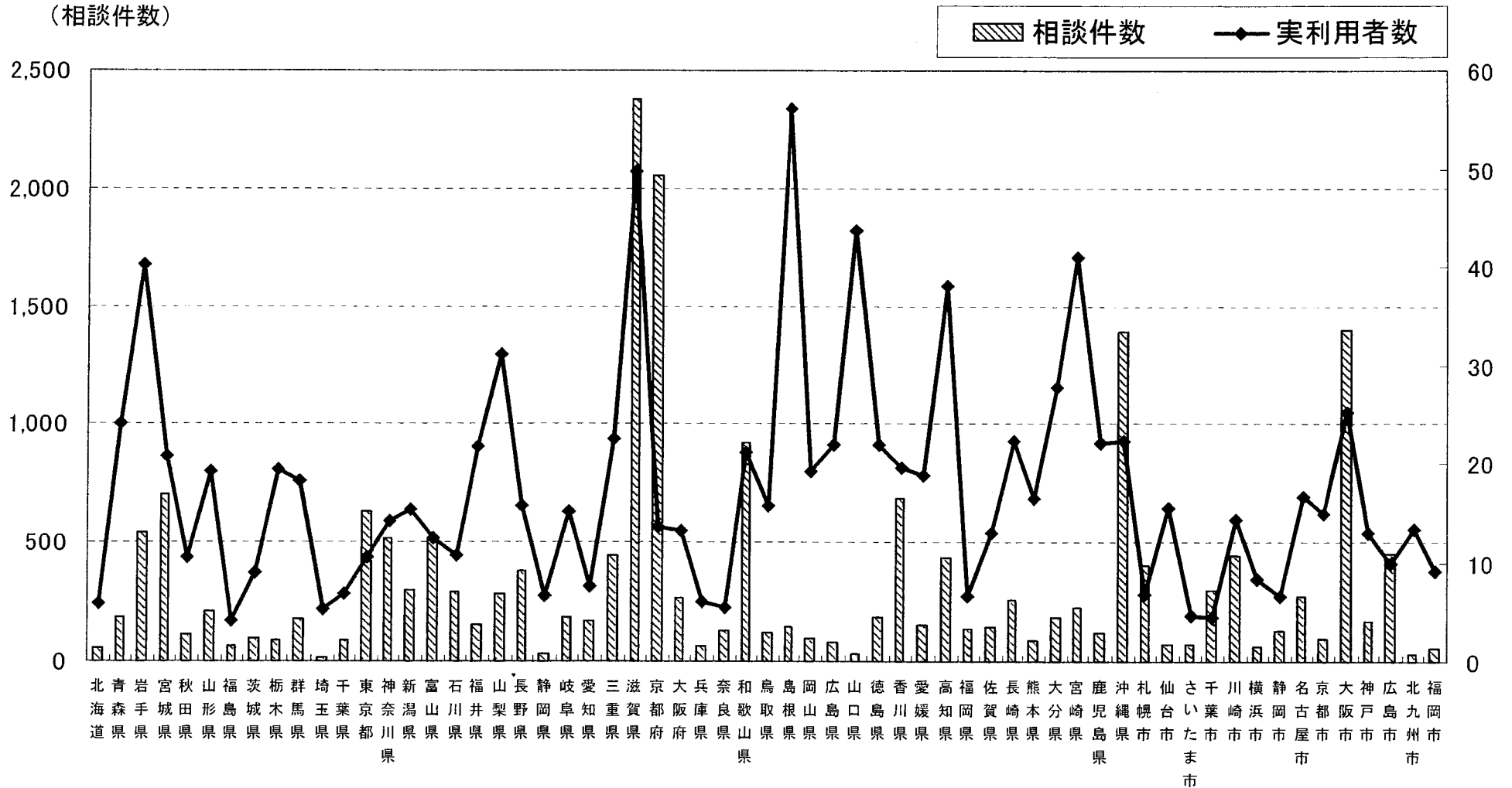
実施主体別延べ相談件数・利用契約者数(平成11年10月～平成19年3月)



全国社会福祉協議会調べより作成

○ 人口10万人あたりの実利用者数は、都道府県、指定都市社会福祉協議会ごとにみると、最も多いところと少ないところでは約14倍の開き。

人口10万人あたりの相談件数、実利用者数
 (相談件数は平成17年4月～18年3月末の累計。実利用者数は18年度末現在)



全国社会福祉協議会調べより作成

日常生活自立支援事業の国庫補助

○ 現在、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業として実施。(200億円の内数)

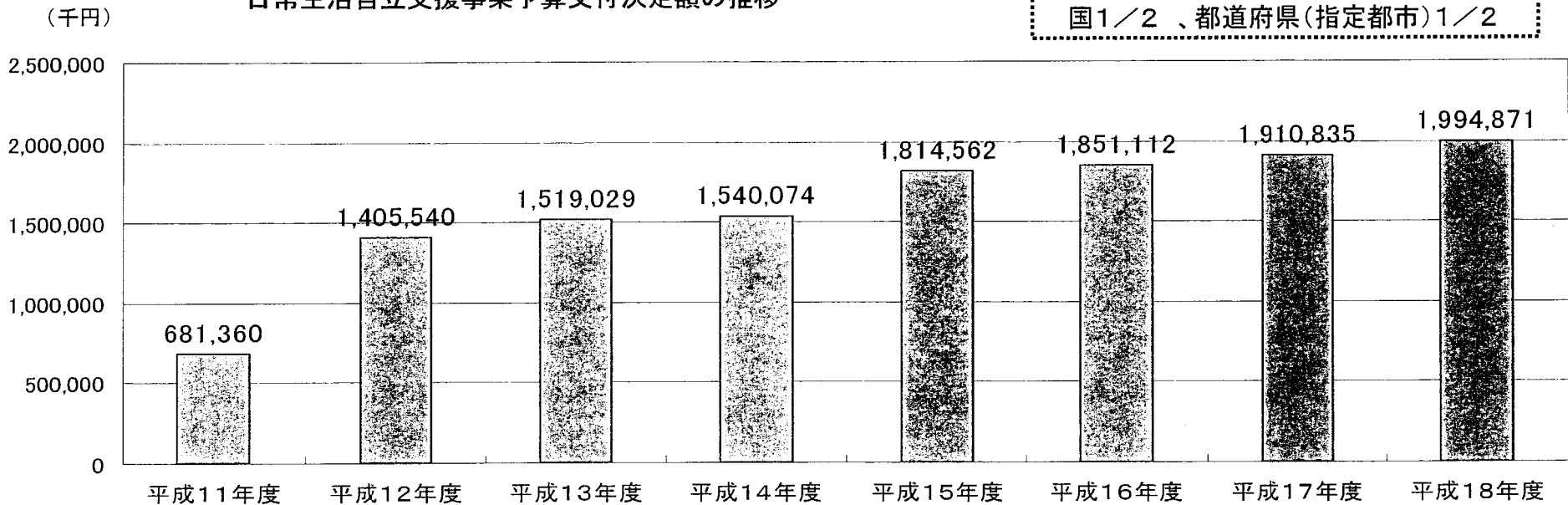
【本事業に係る標準的な事業費】 都道府県・指定都市社協1ヶ所あたり 約17,000千円
 基幹的社協1ヶ所あたり 約 7,400千円

【平成18年度末 実利用者数一人あたり】 約182,000円(1ヶ月15,000円)

【平成18年度 延相談件数一件あたり】 約 7,515円(1ヶ月 626円)

日常生活自立支援事業予算交付決定額の推移

【補助率】
 国1/2、都道府県(指定都市)1/2



	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額	957,587	1,871,020	3,453,600	3,453,600	3,572,388	3,393,768	13,597,467	15,000,000	20,000,000
交付決定額	681,360	1,405,540	1,519,029	1,540,074	1,814,562	1,851,112	1,910,835	1,994,871	
備考	平成11年 10月実施		地域福祉推進 事業に統合		実施主体に指 定都市を追加		セーフティネッ ト支援対策等事 業費補助金に 統合		

関係する告示・通知

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(平成15年7月31日)
(／厚生労働省／国土交通省／告示第1号)

ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが重要であることから、日常生活自立支援事業の利用の推進を図ること。

地域支援事業の実施について
(平成18年6月9日)
(老発第0609001号)

日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ること。

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号) 一抜粋一

＜福祉サービス利用援助事業関係＞

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

第八章 福祉サービスの適切な利用

第二節 福祉サービスの利用の援助等

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮)

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

＜運営適正化委員会関係＞

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第八十二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

(運営適正化委員会)

第八十三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

第八十四条 運営適正化委員会は、第八十一条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十七条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係

日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要

- 成年後見制度が、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みであるのに対し、日常生活自立支援事業は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行うことが目的。
- 任意後見制度が財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を対象とする民法上の任意代理の新たな類型として家庭裁判所が任意後見監督人を選任するという形で関与する仕組みであるのに対し、日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等を行うことを援助の範囲として、一般の任意代理の委任契約に基づく事業として手続ができる仕組み。第三者より構成される「運営監視委員会」による監視を行うことにより事業の信頼性を確保。
- 本人が判断能力を欠き契約を締結できない場合には、成年後見制度により選任された成年後見人等との間で利用契約を締結することとなる。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業とが連携を密にして、両者があいまって機能を果たすことにより、判断能力が不十分な方も安心して生活できるよう支援することが必要。

- 日常生活自立支援事業を利用していることによる成年後見制度利用の際のメリットとしては、
 - ① 本人の心身、経済、家族状況等やニーズが客観的に把握でき、
 - ② 利用者自身が日常生活自立支援事業の利用経験をとおして、第三者に金銭管理を依頼するということに慣れるため、成年後見制度につなぎやすくなる。
 - ③ 成年後見開始までの支えになる。

- 問題点としては、「申立人がいない」「管理すべき財産がない」「費用や後見人の報酬が支払えない」場合に、成年後見制度の利用に結びつき難いことが指摘されている。
 - * 成年後見制度の低所得者対応の問題。（「市町村長申立て」「成年後見制度利用支援事業」の活用がすすまない現状）
 - * 成年後見制度の利用が開始されないと本人意思決定の代行や財産管理を行えない。また、施設入所が必要な状態であっても、その判断と手続きを行うものがない状態となる。

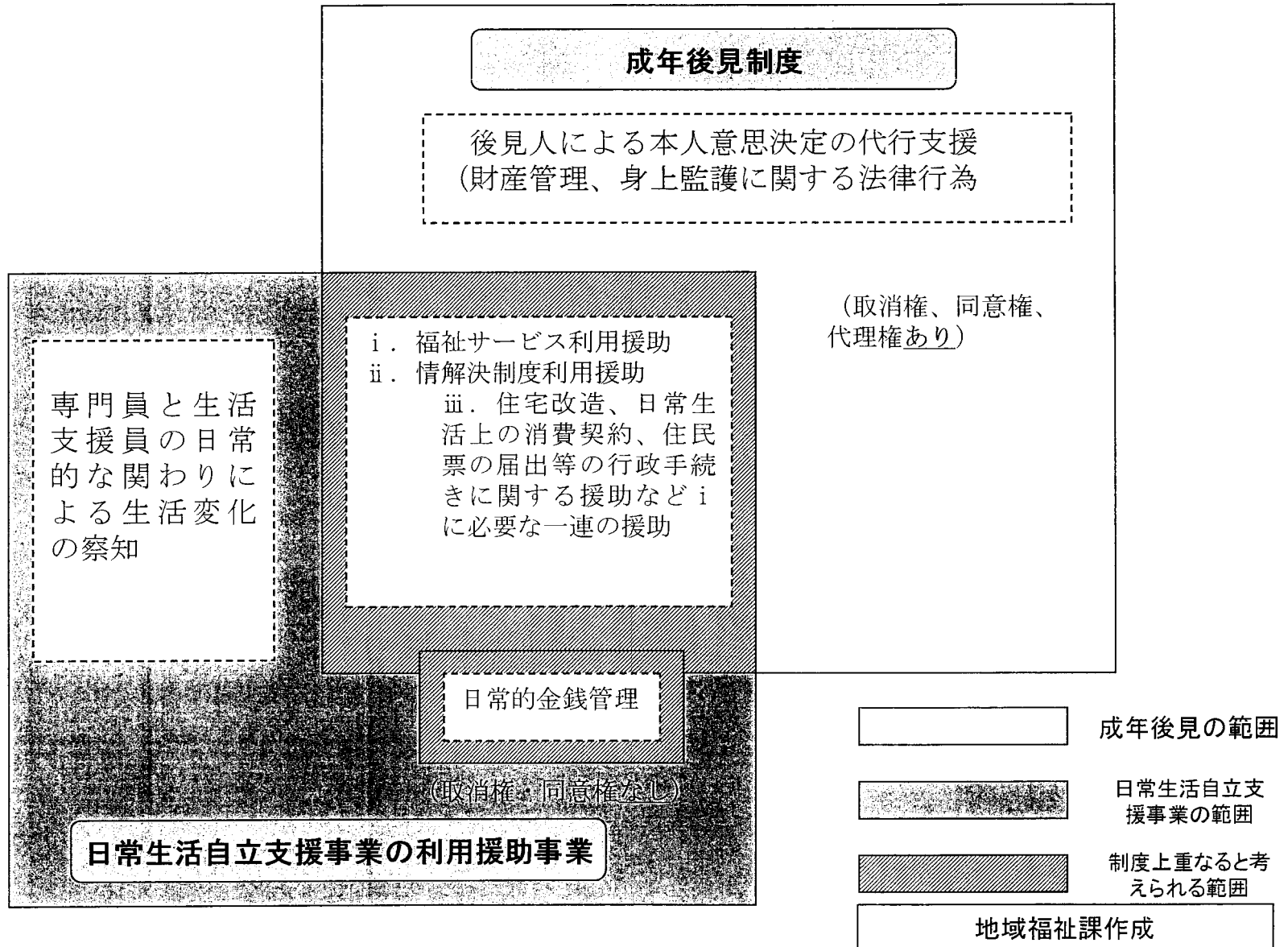
- 成年後見制度の利用を援助する事業は、介護保険制度では、地域支援事業（介護保険法第115条の38第2項）、障害者自立支援法では地域生活支援事業（障害者自立支援法第77条第3項）において任意事業として実施。
 - * 平成18年度 成年後見開始の審判申立件数 29,380件（前年対比64%増）。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

制度名	日常生活自立支援事業	成年後見制度
<p>対象者 (認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)</p>	<p>○精神上的理由により日常生活を営むのに支障がある者 (判断能力が一定程度あるが十分でないことにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者)</p>	<p>○精神上的障害により事理弁識する能力 能力が不十分な者＝補助 能力が著しく不十分な者＝保佐 能力を欠く常況に在る者＝後見</p>
<p>担い手・機関</p>	<p>○都道府県・指定都市社会福祉協議会 事業の一部委託先として基幹的社会福祉協議会法人の履行補助者として専門員、生活支援員</p>	<p>○補助人・保佐人・成年後見人 (自然人として、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人)※複数可</p>
<p>手続</p>	<p>○基幹的社協等に相談・申込 (本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約</p>	<p>○家庭裁判所に申立 (本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定)等) ※ 本人の同意:補助＝必要 保佐・後見＝不要 家庭裁判所による成年後見人等の選任</p>
<p>意思能力の確認・審査や鑑定・診断</p>	<p>○「契約締結判定ガイドライン」により確認困難な場合、契約締結審査会で審査</p>	<p>○医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出</p>

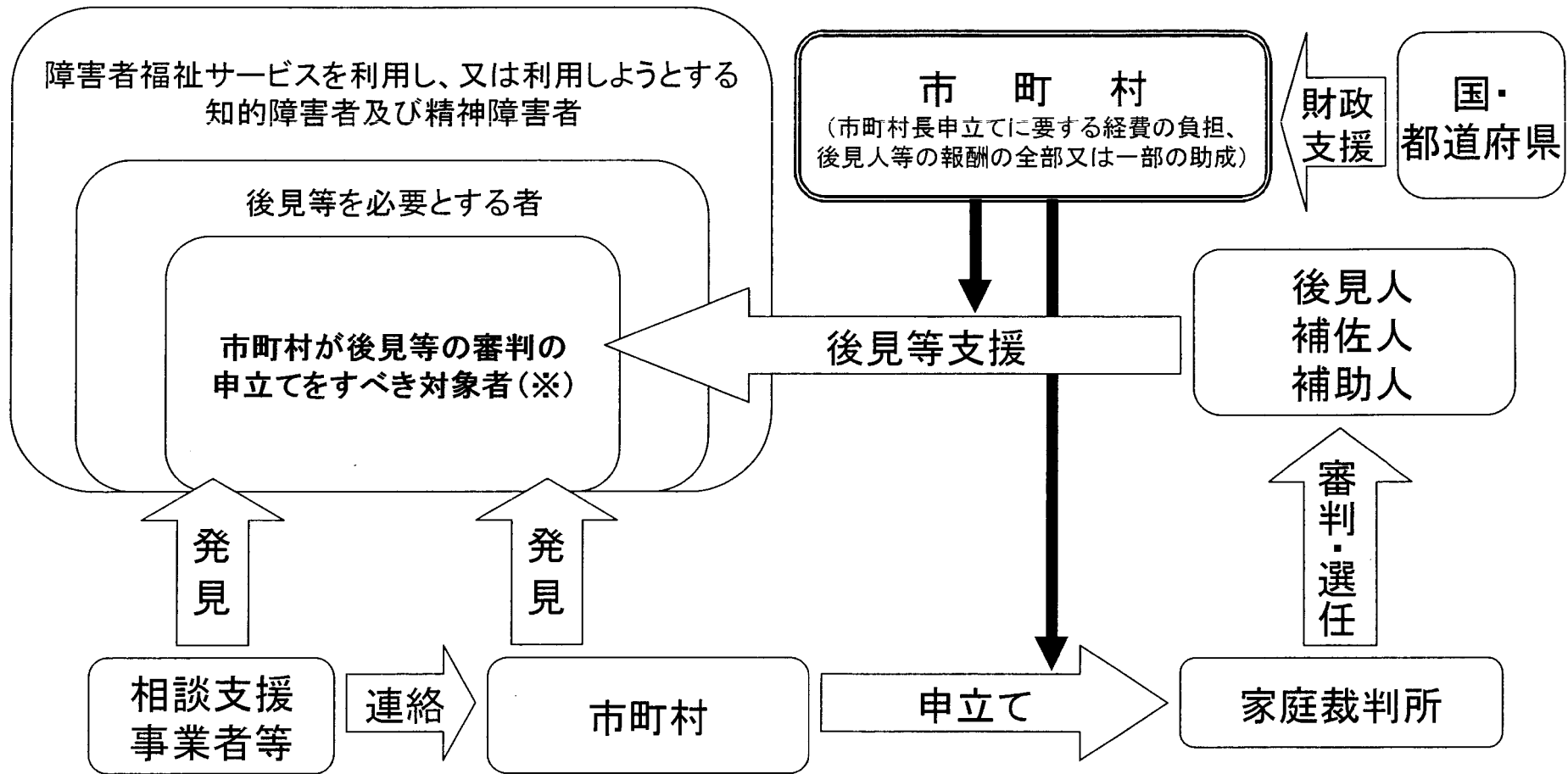
<p style="text-align: center;">援助(保護) の方法・種類</p>	<p><方 法> 本人と社会福祉協議会による援助内容の決定</p> <p><種 類> ○福祉サービスの情報提供、助言など相談 ・援助による福祉サービスの利用契約手続き援助</p> <p>○ 日常的金銭管理 ・日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ・福祉サービス利用料支払いの便宜の供与</p> <p>○ 書類等の預かり ・証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える</p>	<p><方 法> 家庭裁判所による援助(保護)内容の決定</p> <p><種 類> ○ 財産管理・身上監護に関する法律行為 ・財産管理処分、遺産分割協議、介護保険サービス契約、身上監護等に関する法律行為</p> <p>・同意権・取消権 補助は家裁が定める「特定の法律行為」※ 保佐は民法第12条第1項各号所定の行為 成年後見は日常生活に関する行為以外の行為</p> <p>・代理権 補助・保佐は申立ての範囲内で家裁が定める</p> <p>※「特定の法律行為」 成年後見は、財産に関するすべての法律行為</p>
<p style="text-align: center;">費 用</p>	<p>○契約後の援助は利用者負担</p> <p>1回あたり平均1,200円程度 社会福祉事業として契約締結までの費用は公費補助</p>	<p>○全て本人の財産から支弁 申し立ての手續費用、登記の手續費用 後見の事務に関する費用 成年後見人、監督人に対する報酬費用 等</p>
<p style="text-align: center;">費用の 減免 又は助成</p>	<p style="text-align: center;">生活保護受給世帯へ派遣する場合の生活支援員の賃金は、国庫補助対象経費</p> <p>自治体独自で減免している場合あり</p>	<p>○成年後見制度利用支援事業として 申立費用・後見人への報酬の補助 ・介護保険制度の地域支援事業〔任意〕として実施 (介護保険法第115条の38第2項) ・障害者自立支援法の地域生活支援事業〔任意〕 として実施(障害者自立支援法第77条第3項)</p> <p>○リーガルサポート(司法書士会)による 成年後見助成基金</p>

「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」の関係概念図



成年後見制度利用支援事業

(障害者自立支援法の地域生活支援事業)



※市町村が後見等の審判の申立てをすべき対象者(次のいずれにも該当する者)

- ・身寄りのない(原則、2親等以内の親族がいない)重度の知的障害者及び精神障害者
- ・所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

- 地域生活支援事業に位置付け
- 実施主体:市町村
- 費用負担:国1/2、都道府県・市町村1/4

介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号) 一抜粋一

<成年後見制度関係>

(地域支援事業)

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)
 - 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
 - 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
 - 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
 - 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

障害者自立支援法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号) 一抜粋一

<成年後見制度関係>

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 移動支援事業

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

福祉サービス利用援助事業の現状と課題

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

権利擁護センター あんしん世田谷

田邊仁重

1.世田谷区社会福祉協議会の取り組み

(1) 経過

平成12年度から基幹型社協として東京都社会福祉協議会から委託を受けて、福祉サービス利用援助事業を実施。平成13年度には、社協内に権利擁護センター「あんしん世田谷」を設置。平成17年度には、社協の5地域事務所設置に伴い、各地域事務所に福祉サービス利用援助事業担当者を配置、身近な地域で支援ができるような体制をとっている。

(2) 実施体制

権利擁護センター「あんしん世田谷」は、常勤職員4名、嘱託職員2名、計6名体制である。うち、専門員は3名（社会福祉士2名、介護支援専門員1名）である。地域社協事務所には、専門員または業務担当者各1名ずつを配置している。

(3) 財源概要

平成19年度予算は、総額58,463千円、うち、東京都社会福祉協議会委託費5,122千円、利用料収入2,942千円、世田谷区補助金44,573千円、寄付金、社協基金からの取崩を充当している。

2. 福祉サービス利用援助事業の現状

(1) 契約実績

近年、新規契約数は伸びている。平成17年度に比べ、18年度は約2割増。平均契約期間が2年に満たないため、解約も多く、ケースの出入りがある。

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
利用件数*	8	21	25	34	34	42	51	49
新規契約件数	8	13	17	9	8	14	17	6
解約件数	0	4	9	8	6	8	8	6

(2) 利用者属性

- ①利用者の状況：認知症高齢者が全体の66%、精神障害者が30%を占める。
- ②年齢：平均年齢は、76歳である。精神障害者の平均年齢は、60歳で利用者の平均年齢より歳若く、長期の支援が見込まれる。
- ③性別：女性の利用者が、63.4%を占める。
- ④居住形態：原則在宅生活者であるが、現在、入院治療中は7件、老人保健施設入所中は1件である。親子が利用者の2件を除く、全てが独居である。
- ⑤介護保険利用状況：利用者の85%が介護保険サービス、要介護1・2が、全体の66%である。
- ⑥精神障害者：精神疾患が認められるため、支援に配慮を必要としているが、精神障害者手帳取得者は50%であり、公的支援が受けられず、支援に苦慮するケースが多い。

(2) 契約状況

- ①申し込み経路：介護支援専門員と行政からの紹介が全体の66%である。本人からの利用希望が全体の15%と少ないが増えてきている。
- ②支援回数及び内容：支援回数は、最大で週1回である。通帳の自己管理できず、社協が預かっているケースである。支援回数は、概ね月2回(51%)か、月1回(44%)、うち、73%は日常的金銭管理サービス(金融機関の払い出し)を利用している。金融機関の払い出しにおける代理は、認める金融機関が少ないため、視力障害者1件のみである。
- ③契約期間：平均契約期間は、25.2ヶ月(2年1ヶ月)である。
- ④契約終了理由：死亡、施設入所、成年後見制度への移行がほぼ同数である。特別養護老人ホーム等入所の場合、金銭管理など施設側に委ねることが多い。成年後見制度への移行は、親族もしくは区長申立により、専門職後見人へ引き継がる。成年後見人10件のうち、2件が区民成年後見人である。施設入所のため、区外転出した2件について、他社協の福祉サービス利用援助事業につないだ。

3. 事例

①利用者の生活状況

事例1

母と精神障害2級の息子の同居世帯。行政の保健福祉課の紹介。親子二人で日常生活を送ってきたが、母が高齢のため、自分自身に支援が必要となり、福祉サービス利用援助事業を契約。同時に自分亡き後の息子が日常生活ができるように金融機関等の払い出しなどの経験を積ませたいと、息子も契約。各々月1回、母は、代行、息子は同行で支援を行った。現在、母が寝たきり状態で入院となり、息子が成年後見申立を行っている。現在、申立支援、息子の独居生活の方向性を、息子の意思を確認しながら、専門員が中心となって関係機関と調整をしている。

事例2

認知症高齢者独居。長年住み慣れた自宅で、近所の知り合いとお金の貸し借りをしながら暮らしてきた。年金振込み日に知人がお金を借りに来るため、生活費がなくなり、電話が止まり、医療費に事欠く状態であった。行政の応急小口金を借りてしのいだが、その後も知人らに気軽にお金を貸してしまうため、行政のケースワーカーの紹介で福祉サービス利用援助事業を契約した。別居の娘も本人から少額だが細かい現金をもっていってしまうため、通帳を社協で預かり管理している。ケースワーカー、介護支援専門員、ヘルパーが専門員、生活支援員が連絡を密にしながら、本人に対し、年金は自分のために使うこと、他人に貸さないこと、計画的なお金の使い方を進言しながら、家計の建て直しを行っている。

②成年後見制度への移行

事例3

認知症高齢者独居世帯。無年金で生活保護を受給していたが、多額の現金が自宅から出てきたため、保護打ち切り。生活保護費を返還し、残りの預貯金を取り崩して生活ができるように支援するため契約。その後認知症が進み、預金の払い出し票に、金額を書き入れることが困難となった。生活支援員の訪問日時も名前も認識できなくなり、福祉サービス利用援助事業の契約能力が喪失、成年後見人の選任が必要となり、区長申立を行った。

事例4

姉と精神障害者の弟2人の3人きょうだい世帯。姉が認知症となり、支払いが滞っていると近隣住民から行政に通報があった。精神障害者の弟2人と契約。まもなく、弟1人、姉死亡。残った弟は、入院中で外出不可で払い出しができないこと、死亡した姉弟の相続手続きが生じたことから、福祉サービスの利用援助事業での対応が困難となり、成年後見人の選任が必要となり、区長申立を行った。

4. 課題

(1) 制度の普及啓発

利用者自身が自立して安全な生活を築いていくために、福祉サービス利用援助サービスを一つの方法として、わかりやすく周知しておく必要がある。誰もが判断能力がなくなった場合についての生活を主体的に考えることができるように教育も必要であると考え。

(2) 本人意思による契約

利用者の特性から、本人が支援を必要だと感じ、納得して福祉サービス利用援助事業の契約に至るまでに時間がかかる。本人意思決定までには、介護支援専門員、行政等関係者が一体となって継続的に制度内容や有効性の説明を繰り返ししていかなければならない。揺れ動く本人の意思に働きかけながら契約に結びつけたり、契約を継続するために専門員は尽力している。悪徳商法の被害により、緊急対応が必要なケースであっても、本人の利用意思の醸成を待たなければならない。本人にとって利用することが望ましいと分かっているにもかかわらず、本人から解約の申し出がなければ解約せざるを得ないなど、本人意思との間で、専門員の悩みは深い。

(3) 成年後見制度との関係

利用相談時にすでに判断能力が十分でないため、福祉サービス利用援助事業の契約ができないケースが多い。成年後見制度の申立を行なうためには、申立人の確保、申立費用及び後見人報酬負担が課題となっている。

参考資料

(1) 利用者属性

平成19年10月末現在の利用者41件については、以下の状況である。

① 利用者の状況 認知症高齢者の利用が多い

・利用者は、認知症高齢者が全体の66%、精神障害者が30%を占める。

現契約件数	41件
(内訳)	
認知症高齢者	27件
精神障害者	12件
知的障害者	1件
身体障害者	1件

平成12年度事業開始後累計

総契約件数	90件
認知症高齢者	66件
精神障害者	17件
知的障害者	3件
身体障害者	2件

② 年齢

- ・利用者の平均年齢は、76歳である。
- ・女性の平均年齢は、80歳を超えている。
- ・精神障害者の平均年齢は、60歳で利用者の平均年齢より歳若く、長期の支援が見込まれる。

利用者平均年齢	76.0歳
男性	68.4歳
女性	80.9歳
認知症高齢者	79.4歳
精神障害者	60.6歳

③ 性別

・女性の利用者が、63.4%を占める。

男性	15件 (36.6%)
女性	26件 (63.4%)

④ 居住形態

- ・在宅生活者との契約を原則としている。現在、入院治療中は7件、老人保健施設入所中は1件である。
- ・親子とも利用者の世帯を除く、39件全てが独居である。

⑤ 介護保険利用状況

- ・利用者の85%が、介護保険サービス利用者である。残り、15%は、障害者自立支援法を利用している。
- ・要介護1・2が、全体の66%を占めている。
- ・精神障害者及び知的障害者のうち65歳以上であるため、半数(6件)が介護保険サービスを利用している。

*要介護認定者	35件	⇒	自立	1件
			要支援1	1件
			要支援2	4件
			要介護1	11件 (含む精神障害者1件)
			要介護2	12件
			要介護3	3件 (含む知的障害者1件)
			要介護4	2件
			要介護5	1件

⑦ 精神障害者手帳取得状況

- ・精神障害者手帳取得者は50%である。
- ・精神疾患が認められるため、支援に配慮を必要としているが、手帳を取得していないため、公的支援が受けられず、支援に苦慮するケースが多い。

精神障害者	12件	⇒	手帳2級	3件 (障害程度区分2、4各1件)
			手帳1級	3件
			なし	6件 (障害程度区分2、2件)

(2) 契約状況

① 申し込み経路

- ・介護支援専門員と行政（ケースワーカー、保健師等）からの紹介が契約件数全体の66%と多い。
- ・本人からの利用希望は6件、契約件数全体の15%と少ないが増えてきている。

介護支援専門員	15件
行政	12件
本人	6件
地域包括センター	3件
医療、親族、法律相談、福祉作業所、地域生活支援センター	各1件

② 支援回数及び内容

- ・支援回数は、最大で週1回である。通帳の自己管理できず、社協が預かっているケースである。
 - ・支援回数は、概ね月2回（51%）か、月1回（44%）である。
 - ・契約件数中、30件（73%）は日常的金銭管理サービスを利用している。日常的金銭管理サービスの内容は、金融機関の払い出しである。
 - ・金融機関の払い出しにおける代理は、認める金融機関が少ないため、視力障害者1件のみである。
 - ・書類預かりを伴うものは、12件である。

月1回	18件	うち金融機関「同行」5件、「代行」7件 うち通帳社協預かり4件
月2回	21件	うち金融機関「同行」2件、「代行」14件 うち通帳社協預かり6件
週1回	2件	うち金融機関「同行」1件、「代行」1件 うち通帳社協預かり2件

③契約期間

- ・平均契約期間は、25.2ヶ月（2年1ヶ月）である。
- ・認知症高齢者より、精神障害者は利用者の年齢が若く、契約期間が長い。
- ・認知症高齢者は、認知症状の進行に伴い、判断能力が低下、契約が維持できなくなるため、契約期間が短い。

最長契約者（高齢・知的障害者）	83ヶ月	（6年11ヶ月）
平均契約期間	現契約者の平均	25.2ヶ月（2年1ヶ月）
	契約終了者の平均	21.5ヶ月（1年9ヶ月）
	精神障害者の平均	28.5ヶ月（2年4ヶ月）
	認知症高齢者の平均	24.2ヶ月

④契約終了理由

- ・解約理由は、死亡、施設入所、成年後見制度への移行がほぼ同数である。
- ・入所施設は、特別養護老人ホームである。入所後は、金銭管理など施設側に委ねている。
- ・成年後見制度への移行は、親族もしくは区長申立により、専門職後見人へ引き継がれている。成年後見人10件のうち、2件が区民成年後見人である。
- ・施設入所のため、区外転出した2件について、他社協の福祉サービス利用援助事業につないだ。

契約終了件数	49件
死亡	12件
施設入所	13件
成年後見制度への移行	13件
	（成年後見人10件、保佐人1件、任意後見契約2件）
本人解約	10件
他社協引継ぎ	2件

あんしん事業（福祉サービス利用援助事業）

① サービス内容

■福祉サービスの利用援助

福祉サービスを“あんしん”してご利用できるように、契約手続き等のお手伝いをします。

- 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申込み、契約の援助
- 福祉サービスの利用料金の支払い援助
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続きの援助

■日常的金銭管理サービス

日常の暮らしに欠かせない、金銭の支払いなどをお手伝いします。

- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き援助
 - 社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き援助
 - 病院への医療費の支払い援助
 - 日常生活に必要な預金の払戻し、預け入れ、解約の手続き援助
- ※必要に応じて、日常生活に使用する普通預金通帳や銀行印をお預かりします。

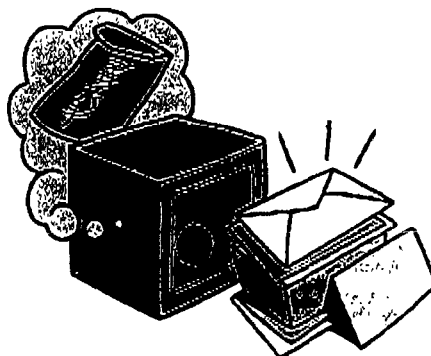
■書類等預かりサービス（財産保全サービス）

大切な書類、通帳、印鑑などをお預かりします。

- 年金証書
- 預貯金の通帳
- 権利証
- 契約書類
- 実印、銀行印

※お預かりできないもの

- ・宝石や骨董品
- ・頻繁に出し入れするもの



「世田谷区社会福祉協議会権利擁護事業のご案内」抜粋

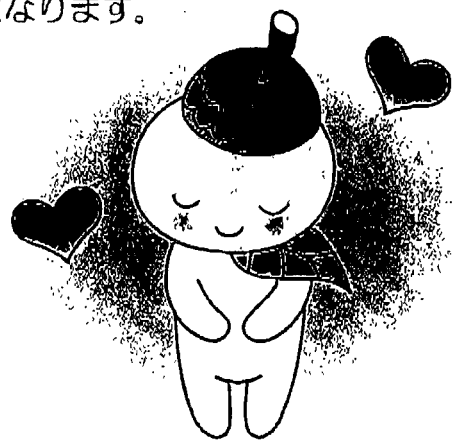
② 利用料金

*相談は無料、サービス開始から有料です。

福祉サービスの 利用援助	日常的金銭管理 サービス	料 金
○	❖❖❖❖	1回1時間まで1,000円 (1時間を超えた場合は、 30分まで500円を加算)
○	通帳を本人が 保管する場合	1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、 30分まで500円を加算)
○	通帳を預かる場合	1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、 30分まで500円を加算)
書類等の預かりサービス (財産保全サービス)		1ヶ月 1,000円

注)

- ① 上記利用料のほか、ご本人宅からサービス提供機関や金融機関等へ
出向いた際に生じた交通費については、ご本人にご負担いただきます。
- ② 日常的金銭管理サービスは防犯上、50万円以下の通帳で行ないます。
- ③ 在宅生活を支えることを目的としているため、原則として病院に入院
中の方は、自宅に戻られてから支援開始となります。
- ④ 生活保護を受給されている方、施設
入所中の方はお問合せください。
※詳細についてはご相談ください。



「世田谷区社会福祉協議会権利擁護事業のご案内」抜粋

地域福祉計画について

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

概要

位置づけ

- 平成12年6月の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定
- 行政計画であり、策定は自治事務。
- 「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」から成る。 (P6参照)

盛り込むべき内容

(市町村地域福祉計画)

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉計画)

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 (P8～9参照)

策定手続き

- 事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。(社会福祉法第107条、第108条)

通知

○ 法に定める計画に盛り込むべき事項については、以下により通知。

<平成14年4月1日 社会・援護局長通知>

「地域福祉計画の策定について」

* 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」
(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)をまとめ、各都道府県知事に通知。

<平成19年8月10日 社会・援護局長通知>

「市町村地域福祉計画の策定について」

* 災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込む旨を通知。

【内容】

1. 要援護者の把握に関する事項(要援護者の把握方法)
2. 要援護者情報共有に関する事項(①関係機関間の情報共有方法、②情報の更新)
3. 要援護者の支援に関する事項(①日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策、②緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり)

策定状況

- 18年度末までの策定済み市町村は、3割(策定予定を含めると6割)で、特に町村部の策定が進んでいない。都道府県は8.5割が策定済み。7都道府県が策定未定。
- 策定委員に住民からの公募委員を募る、地区ごとに住民参加で計画を策定し市町村計画と連動させる等の手法がとられている。
- 策定が遅れている理由としては、①市町村合併と時期が重なった、②義務計画である介護保険事業計画、障害者計画等と策定時期が重なっていた(特に町村部では体制が確保できなかった)、③義務計画でない、④策定による補助金優遇等のメリットがない、策定しなくてもペナルティがない など (P13~14参照)

策定の効果

- 小地域活動のエリア、地域包括支援センターのエリア等各エリアの設定について調整することができた。
- 体制整備、拠点整備につながった。
- 庁内横断的な検討委員会の開催により関係各課の地域福祉や住民参加に関する理解が深まり、連携関係の基盤作りになった。
- 住民が地域の課題に気づき、住民が取り組む新たな活動やサービスが生まれた。

策定の課題

- 「相談、サービスを総合化する」「相談しやすい窓口にしていく」「住民の福祉活動を支援する」等が謳われているが、具体化方策については明示されていない計画も多い。
- 調査が実施されているものの、福祉活動に参加したいかといった意識調査が主で、具体的な生活課題の把握、分析が十分でないため、課題の解決方策を示すに至っていない。
- 住民の関心の高いひとり暮らしの安否確認等の高齢者関係の課題が中心で、孤立死や徘徊死、差別偏見等の深刻な問題、地域の少数者の問題を取上げているものは少ない。



今後の課題

地域の要支援者、とりわけ少数者の問題の把握と支援について明確に位置づけ取り組みを進める必要。

- 住民懇談会や意識調査の実施のみでは把握しにくい少数者の問題把握と支援を地域福祉計画に明確に位置づける必要。
 - ・ 当研究会により明らかになった地域の要支援者（地域から孤立したり排除される人々、自ら助けを求めようとしない人々等）の声なき声をくみあげる仕組み。
 - ・ 地域の要支援者を把握する仕組みづくりと要支援者の日常での生活変化を察知する見守りの仕組みづくり。
- これら地域の問題や要支援者の発見方策を国の支援策として提示。
 - 例）・実態調査やマップづくりの手法、具体例の収集と提供。
 - ・指針を通知。
- 要支援者を支援する住民福祉活動を自律性を損なわないよう支援する仕組みが必要。
 - ・ これら住民活動が機動的、即応的で、継続性の担保されたものとするため、住民活動の計画策定を推進し、その計画と財源がリンクする仕組みづくり。

参 考

- 地域福祉計画の位置づけ ……P 6
- 策定手続 ……P 7
- 盛り込むべき内容 ……P 8
- 他計画との関係 ……P11
- 国の支援策 ……P12
- 策定状況 ……P13
- 主な取り組み例 ……P15
- 計画の内容例 ……P16
- 沿革 ……P17
- 策定指針の概要 ……P21
- 社会福祉法(抜粋) ……P25
- 老人福祉法(抜粋) ……P26
- 介護保険法(抜粋) ……P26
- 障害者自立支援法(抜粋) ……P27

地域福祉計画の位置づけ

- 平成12年6月の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定。(第107条、第108条。規定の施行は平成15年4月)
 - * 地域福祉計画は、行政計画であり、地方公共団体が、地域住民の合意を形成して、地域の実情に応じた地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組むためのひとつの有力な手段として法定化。
- 策定は、地方自治体の自治事務。「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」から成る。
- 第107条、第108条において、事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。
- 厚生労働省では、都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定する際の参考に資するよう、地域福祉計画の策定に関する指針の在り方について社会保障審議会福祉部会に審議を求め、平成14年1月取りまとめられた同審議会の報告をもって策定指針と位置づけ、各都道府県知事あて技術的助言として通知。(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」平成14年4月1日社会・援護局長通知)

事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。

- 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。(第107条)
 - ・ 地域福祉推進のためには、地域住民や事業者、ボランティア団体等が、地域の実情に応じて限られた資源を有効に活用しつつ、その地域における福祉の水準をどのように設定していくかについて幅広い合意を形成することが必要であること。
 - ・ 地域住民や事業者、ボランティア団体等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めるべき責務が規定(第4条)されていること。⇒上記から、地域福祉計画策定において、住民参加が不可欠。
- 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。(第108条)

市町村地域福祉計画（第107条）

次に掲げる事項を一体的に定める計画

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 目標の提示(ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定)
- 目標達成のための戦略
 - ・ 相談支援体制の整備
 - ・ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立
 - ・ サービスの評価等による利用者の選択の確保
 - ・ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

都道府県地域福祉支援計画（第108条）

次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定

1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

- 市町村や市町村が実施する広域事業に対する支援
- 管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給基盤整備の促進等
 - ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
 - ・ サービスの質の評価等の実施方策
 - ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
 - ・ 地域福祉権利擁護事業（平成19年度より日常生活自立支援事業）、苦情解決制度等の実施体制の確保

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」（平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告）より

○ 法に定める計画に盛り込むべき事項の詳細については、以下により通知。

<平成14年4月1日 社会・援護局長通知>

「地域福祉計画の策定について」

- * 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)をまとめ、各都道府県知事に通知。

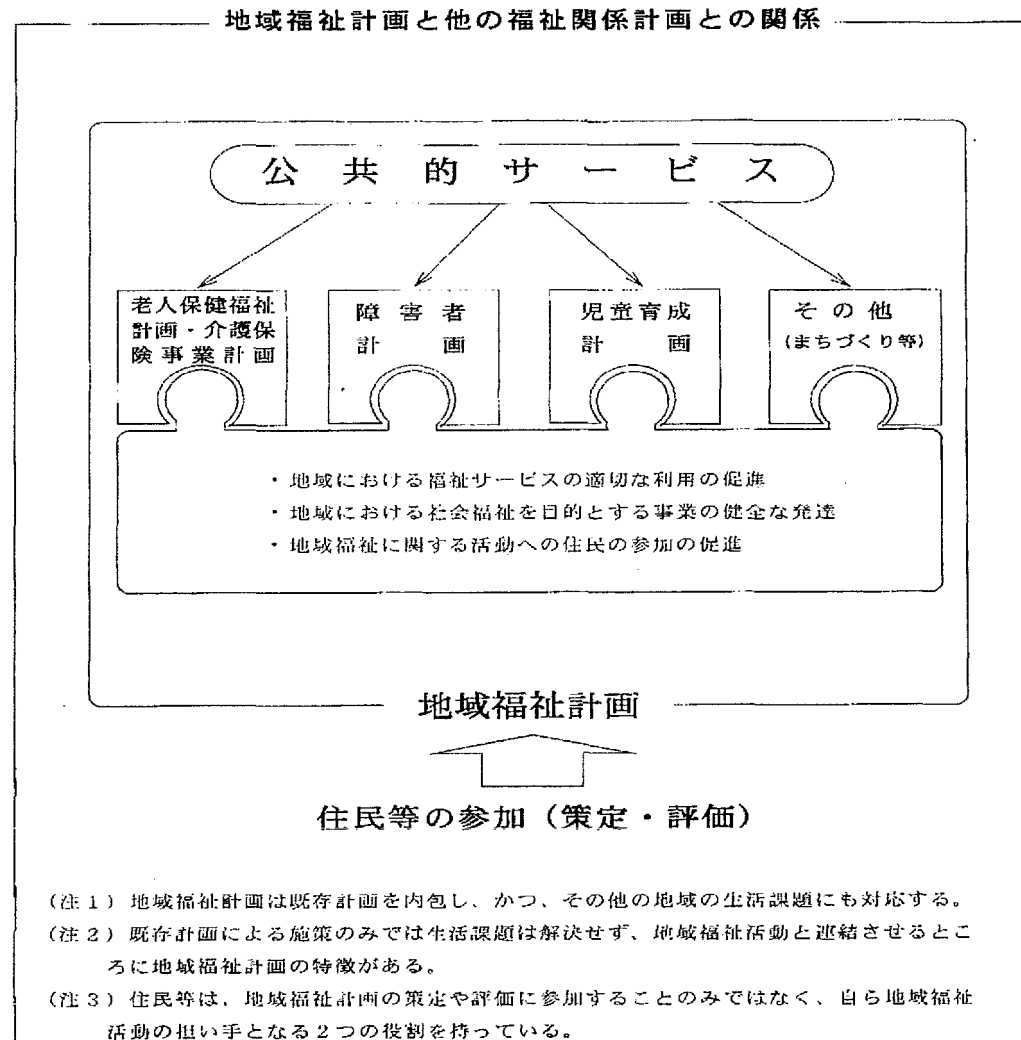
<平成19年8月10日 社会・援護局長通知>

「市町村地域福祉計画の策定について」

- * 災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込む旨を各都道府県知事に通知。

他の計画との関係

- 老人福祉法、改正介護保険法、障害者自立支援法においては、地域福祉計画と介護保険事業計画、障害者計画との調和が保たれたものでなければならないことを規定。



「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)より

(1) 策定指針

都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定する際の参考に資するよう、地域福祉計画の策定に関する指針の在り方について社会保障審議会福祉部会に審議を求め、平成14年1月取りまとめられた同審議会の報告をもって策定指針と位置づけ、各都道府県知事あて技術的助言として通知。(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」平成14年4月1日社会・援護局長通知)

(2) モデル地域福祉計画の策定

住民座談会等住民参加の取り組みを積極的に行い、策定指針に沿った計画策定に本格的に取り組む市町村を15カ所選定しモデル計画を策定。平成15年度から16年度にかけて、その取り組みに係る定点会議の開催や情報発信等を実施。

(3) ホームページの開設による情報提供

地方自治体における地域福祉計画及び地域福祉支援計画策定に係る取組状況を広く共有することにより、各地方自治体の計画策定に資するよう、厚生労働省ホームページに地域福祉計画ホームページを開設している(随時更新)。

【平成19年10月1日現在 35府県207市6区19町3村の取組状況等を掲載】

(4) 各地方自治体への地域福祉計画に関連する情報の提供

各地方自治体の計画策定に資するよう、都道府県が市町村に提示した地域福祉計画策定ガイドラインや、市町村の住民の主体的参加を促すためのアイデア事例等を「地域福祉関係情報」として提供(随時提供)。

策定状況

- 18年度中の策定は、33.8%、(策定予定を含めると59.6%)
 - 市区部と町村部を比較すると町村部の策定が遅れている。
 - ・ 市区部は、48.9%(策定予定*1を含めると78.4%)
 - ・ 町村部には、22.3%(策定予定を含めると45.0%)
- *1 策定予定は、策定予定時期を明確にしている自治体

1 市町村地域福祉計画

	平成18年9月末迄に 策定が 終わっている	平成18年度 以内に策定が 終わる予定	平成19年度 以降に策定予定	策定と策定予定の合計	策定未定	計
市区	283	109	237	629	173	802
	35.3%	13.6%	29.6%	78.4%	21.6%	100%
町村	139	92	236	467	571	1,038
	13.4%	8.9%	22.7%	45.0%	55.0%	100%
計	422	201	473	1,096	744	1,840
	22.9%	10.9%	25.7%	59.6%	40.4%	100%

2 都道府県地域福祉支援計画

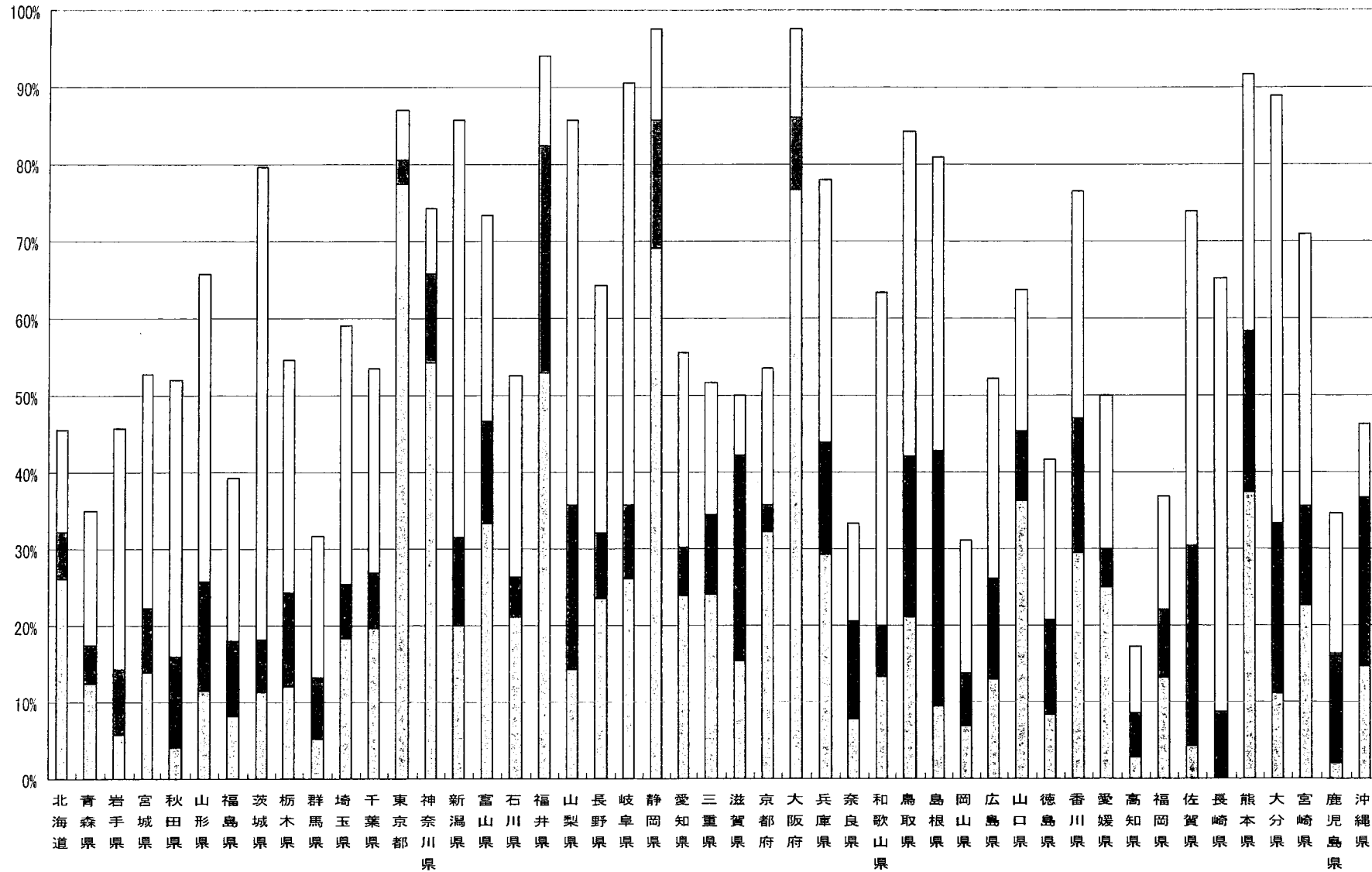
	平成18年9月末迄に 策定が 終わっている	平成18年度 以内に策定が 終わる予定	平成19年度 以降に策定予定	策定と策定予定の合計	策定未定	計
	33	2	5	40	7	47
	70.2%	4.3%	10.6%	85.1%	14.9%	100%

平成18年10月1日現在

社会・援護局地域福祉課調べ

都道府県別市町村地域福祉計画策定状況(平成18年10月1日現在)

□ 平成19年度以降に策定する予定
 ■ 平成18年度以内に策定が終わる予定
 □ 平成18年9月末までに策定済み



主な取り組み例

- 地域ニーズを把握するための住民懇談会の開催、調査の実施、関係者の連携による検討会の開催等、様々な工夫により策定が進められている。

市町村	担当部署	取り組み
A 市	福祉課	市内のコミュニティ単位を200か所設定し、きめ細かな住民懇談会を開催し、地域ニーズの明確化と住民参加の徹底を図り策定。
B 市	健康福祉総務課	自治会と社会福祉施設が核となり、「施設と地域の関わり」や「地域住民と利用者の関わり」を中心に、福祉コミュニティづくりに向け策定。
C 市	地域福祉推進課	各地区での「地域福祉懇談会」の開催、「住民の福祉意識調査」、「障害当事者・介護者のニーズ調査」等により、住民の参加を図り策定。
D 市	障害福祉課	市職員と市社協職員を中心とした「検討会」、「ワーキンググループ」を設置し、両者の相互理解を深め、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定。また、中学校区ごとに地区策定委員会を設けて、小中高の児童、学生委員の参加も図り、地区ごとの計画を策定。

計画の内容例

- 区域内の学区等の地区ごとに住民活動を中心とした計画を策定し、市町村地域福祉計画に位置づける（E市の例）ところもある。

E 市

1. 思いやる心づくり
2. 市民への意識啓発
3. 地域福祉を担う人材育成
4. 在宅サービスの充実
5. 居住型施設サービスの展開
6. ネットワークの推進及び拠点の整備
7. サービスの利用者支援
8. 総合相談体制の確立
9. 地域交流と地域おこし
10. 人と地域資源の開発
11. 基金等の有効活用
12. 安心・安全な地域生活
13. 福祉と健康の技づくり
14. 各地区の地域福祉活動計画

F 市

1. 市民本位の福祉サービス
 - ・情報提供の充実
 - ・相談体制の充実
 - ・利用援助体制の充実
 - ・人権の擁護
2. 市民の支えあい活動の活性化
 - ・福祉コミュニティ
 - ・ボランティア・NPO活動支援
 - ・福祉活動・交流の場づくり
 - ・福祉意識の高揚・人材の育成
3. 誰もが参加できる健康・生きがいつくり
 - ・健康づくり・生きがいつくり支援
 - ・健康・生きがい活動の場づくり
 - ・人にやさしい街づくり
4. 連携のとれた施策・活動の推進
 - ・保健・医療・福祉の連携
 - ・市民・事業者・行政の連携・協働
 - ・社会福祉協議会との連携・協働
 - ・各種計画の連携・推進

沿革

年	月	事 項
平成10年 (1998年)	6	<p>「社会福祉基礎構造改革のまとめ（中間報告）」＜中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会＞</p> <p>（要旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「対等な関係の確立」「地域での総合的な支援」「多様な主体の参入促進」「質と効率性の向上」「透明性の確保」「公平かつ公正な負担」「福祉の文化の創造」を基本的方向とし改革を進める必要があり、改革の具体的内容としては、「社会福祉事業の推進」「質と効率性の確保」「地域福祉の確立」を柱として改革を進めていくことが必要。 <p>（地域福祉計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、社会参加でき、その人らしい生活が送れるよう、それぞれの地域において総合的なサービスを受けられる体制を整備することが重要。 ・ このため、現在、老人、障害者、児童といった対象者ごとに策定されている計画を統合し、都道府県及び市町村のそれぞれを主体とし、当事者である住民が参画して策定される地域福祉計画を導入する必要がある。計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考えることが必要。 ・ 地域福祉計画においては、住民が身近なところで総合的な相談を受けられ、サービスの適切な利用と結びつける体制整備や、保健・医療・福祉の総合的な展開と併せて、教育、就労、住宅、交通などの生活関連分野との連携に配慮することが必要。 ・ 計画の策定に当たっては、構造物に着目した街づくりにとどまらず、人間の活動を重視したまちづくりの視点も持つことが必要。 ・ 地域住民の参加による活動が全国で広がりつつあり、また、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の成立など、こうした活動の基盤整備も進められている。こうした状況を踏まえ、地域福祉計画においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、住民の自主的な活動と公的なサービスとの連携を図っていくことが重要。 ・ このため、地域福祉計画の策定を通じて地域の福祉活動における公と民の役割分担についての合意を形成することが必要。 ・ なお、個人の行動範囲が拡大している今日、地域を越えて広く利用されるような先駆的サービスに重要性があることにも留意することが必要。

年	月	事 項
平成10年 (1998年)	12	<p>「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）」＜中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会＞ (要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中間まとめ」に示した社会福祉の理念の実現に向け、個人の権利や選択を尊重した制度の確立、利用者支援の仕組みや適正な競争などを通じた質の高い福祉サービスの拡充、地域での総合的な支援が行われる体制の構築を目指し、基礎構造の改革、強化を図っていくことが必要。 ・ 今後、「中間まとめ」に沿い、関係審議会等の意見を十分聴きながら社会福祉事業法等の改正法案の策定等を進め、「1 利用者の立場に立った福祉制度の構築」「2 社会福祉事業の推進」「3 地域福祉の充実」について、特に配慮する必要がある。 (地域福祉の充実) ・ 都道府県及び市町村が策定する地域福祉計画においては、個別計画との整合性、保健・医療・介護分野との連携を図ること。計画の策定に当たっては、住民本位のまちづくりや幅広い地域住民の参画の視点を持つことが必要。
平成12年 (2000年)	5	<p>「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案に対する付帯決議（衆議院厚生委員会）」 (内容)</p> <p>地域福祉計画の策定に当たっては、各福祉分野における個別計画との整合性に留意することとし、地域におけるサービス提供基盤の整備や保健・医療・介護分野との連携システムを確立するため、数値目標の設定も視野に入れ、全市町村が速やかに策定できるよう、地方分権の趣旨を踏まえつつ、財政的、技術的な支援を講じること。</p> <p>「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案に対する付帯決議（参議院国民福祉委員会）」 (内容)</p> <p>地域福祉計画の策定に当たっては、各分野における個別計画との整合性に留意し、数値目標の設定も視野に入れ、全市町村が速やかに策定できるよう、財政的、技術的な支援を講じること。また、社会福祉協議会が、広く住民の参加を求めるとともに、他機関・団体との積極的な連携により、組織の強化・運営の適正化を図るよう指導すること。さらに、民生委員・児童委員については、任務の遂行、活動費の使用方法などの実態を調査し、また、年齢構成等その任命の在り方について配慮するとともに、委員に対する研修の強化を図ること。</p>

年	月	事 項
平成12年 (2000年)	12	「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」〈社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書〉 今日の「つながり」の構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康的で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう（ソーシャルインクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある。このため、公的制度の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要である。特に、地方公共団体にとっては、平成15年4月に施行となる社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定、運用に向けて、住民の幅広い参画を得て「支えあう社会」の実現を図ることが求められると提言。
平成13年 (2001年)	7	社会保障審議会福祉部会（地域福祉計画策定指針の在り方の審議）（～平成14年1月）
平成14年 (2002年)	3	地域福祉計画担当全国会議の開催
	4	上記の審議会報告を策定指針として位置づけ、都道府県に通知
平成15年 (2003年)	4	社会福祉法上の地域福祉計画策定規定の施行
		<p>モデル地域福祉計画策定市町村選定（福祉自治体ユニットの協力）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定に平成15年度当初から取り組む ・ 住民座談会等住民参加の取り組みを積極的に行い、策定指針に沿った計画策定に取り組む ・ 定期的に本省に集まり、取組状況等について情報交換を行うとともに、内容については、全国に情報提供する ・ 計画策定に当たっては、取組の途中経過を含め、厚生労働省ホームページへのリンク等により積極的に情報発信する ・ 全国から人口規模等に応じて15ヶ所程度を選定

年	月	事 項
平成15年 (2003年)	4	モデル地域福祉計画策定市町村説明会
	6	市町村地域福祉計画策定率(10.4%) ※. 当該年度中の策定予定を含む。(以下の策定率についても同様)
	9	モデル地域福祉計画策定市町村第1回意見交換会
平成16年 (2004年)	2	地域福祉計画パイオニア・カレッジ(モデル地域福祉計画策定市町村の事例報告)
	8	モデル地域福祉計画策定市町村第2回意見交換会
	12	地域福祉計画パイオニアカレッジ(モデル地域福祉計画策定市町村の事例報告)
平成17年 (2005年)	4	市町村地域福祉計画策定率(24.0%)
平成18年 (2006年)	10	市町村地域福祉計画策定率(33.8%)
平成19年 (2007年)	8	新潟県中越沖地震の際、要援護者の関する情報の共有が不十分な地域では安否確認等が迅速に行えなかったことから、要援護者情報の把握、共有方策について市町村地域福祉計画に盛り込む旨、都道府県知事宛通知

**「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」
(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)の概要**

＜はじめにー地域福祉推進の背景と必要性ー＞

- 個人の尊厳を重視し対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要
- 社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえることが必要
- 地域福祉計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして、自治体の首長、議会のリーダーシップを期待

＜地域福祉推進の目的＞

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」

＜地域福祉推進の理念＞

- (1) 住民参加の必要性
- (2) 共に生きる社会づくり
- (3) 男女共同参画
- (4) 福祉文化の創造

＜地域福祉推進の基本目標＞

- 生活課題の達成への住民等の積極的参加
- 利用者主体のサービスの実現
- サービスの総合化の確立
- 生活関連分野との連携

＜市町村地域福祉計画＞

(1) 計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - 目標の提示(ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定)
 - 目標達成のための戦略

- ア 相談支援体制の整備
- イ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立
- ウ サービスの評価等による利用者の選択の確保
- エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)

② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

④ その他地域福祉を推進する上で必要と認められる事項(市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等)

(2) 計画策定の体制と過程

① 市町村行政内部の計画策定体制

- 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームも有効
- 社会福祉士、保健師等専門職が中核的役割を担う

② 地域福祉計画策定委員会

- 地域住民、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する策定組織の設置
- 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

③ 地域福祉計画策定方針の決定

- 住民等の意見を十分反映させる旨の策定方針

④ 地域福祉計画の目標の設定

- 可能な限り数値目標を示す、数値目標になじまないものも具体的であることを旨とすること

⑤ 地域福祉計画策定の手順

- 地域社会の生活課題を発見し解決するには、住民等の主体的参加が欠かせないことを、まず住民等に伝える
- 住民等の参加を得るためには情報伝達が重要、特に支援を必要とする人々への情報伝達に配慮

⑥ 市町村社会福祉協議会の役割

- 計画策定に積極的に協力することを期待
- 社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画と相互に連携を図る

⑦ 社会福祉法人の役割

- 計画策定に積極的に参加するとともに、福祉サービスの拠点としての役割を期待

⑧ 民生委員・児童委員の役割

- 計画策定に積極的に参加するとともに、地域福祉活動の担い手となることを期待

⑨ 地域福祉圏域及び福祉区の設定

- 他の法定計画との整合性の確保等に鑑み、必要に応じて圏域を設定
- 複数の市町村が広域的に活動する、規模の大きな市町村は管内を分割する、住民の生活に密着した福祉区の設定等

⑩ 計画期間及び公表等

- 計画期間は概ね5年とし3年で見直すことが適切
- 計画を評価する体制の確保が必要
- 策定後すみやかに公表し都道府県に提出

⑪ 他の計画との関係

- 高齢者、障害者、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これら計画を内包する
- 地域福祉計画と策定済みの他の計画の対象分野とが重なる場合、既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができる

<都道府県地域福祉支援計画>

(1) 支援計画に盛り込むべき事項

① 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

- 市町村や市町村が実施する広域事業に対する支援
- 管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

③ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給基盤整備の促進等

- ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
- ・ サービスの質の評価等の実施方策
- ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
- ・ 地域福祉権利擁護事業(平成19年度より日常生活自立支援事業)、苦情解決制度等の実施体制の確保

④ その地域で、各市町村が地域福祉計画を達成する上で必要と認められる事項(都道府県社会福祉協議会の活性化等)

(2) 支援計画の基本姿勢

- ・ 市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援する

(3) 支援計画策定の体制と過程

① 都道府県行政内部の計画策定体制

- 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームも有効

② 地域福祉支援計画策定委員会

- 地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療従事者、都道府県職員等が参加する策定組織を設置
- 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

③ 支援計画策定方針の決定等

- 平成14年度のできるだけ早期に地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当

④ 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割

- 社会福祉協議会及び共同募金会等は、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことを期待

⑤ 地域福祉圏域の設定

- 他の法定計画との整合性の確保等に考慮し、市町村と相談の上必要に応じて圏域を設定

⑥ 計画期間及び公表等

- 計画期間は概ね5年とし3年で見直すことが適切
- 計画を評価する体制の確保が必要

⑦ 他の計画との関係

- 地域福祉支援計画と策定済みの他の計画の対象分野とが重なる場合、既定の計画の全部または一部をもって地域福祉支援計画の一部とみなすことができる

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)―抜粋―

(地域福祉の推進)

第四条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第七十七条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第八十条

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

老人福祉法(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号) 一抜粋一

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八

市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九

都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

5 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号) 一抜粋一

(市町村介護保険事業計画)

第一百七条

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(都道府県介護保険事業支援計画)

第一百十八条

都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

4 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

障害者自立支援法(平成十七年十一月七日法律第二百二十三号) 一抜粋一

(市町村障害福祉計画)

第八十八条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(都道府県障害福祉計画)

3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。